

令和4年第4回鬼北町議会定例会

令和4年12月8日（木曜日）

○議事日程

令和4年12月8日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第69号 鬼北町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第70号 鬼北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第71号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第9 議案第72号 鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第73号 鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第74号 鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第75号 鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第76号 工事請負契約（史跡等妙寺旧境内ガイダンス施設建設工事（展示工事））の締結について
- 日程第14 議案第77号 財産の取得について
- 日程第15 議案第78号 令和4年度鬼北町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第16 議案第79号 令和4年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第80号 令和4年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第 18 議案第 81 号 令和 4 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 1 号) について
- 日程第 19 議案第 82 号 令和 4 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号) について
- 日程第 20 議案第 83 号 令和 4 年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補
正予算 (第 2 号) について
- 日程第 21 議案第 84 号 令和 4 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
について
- 日程第 22 議案第 85 号 令和 4 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
(第 1 号) について
- 日程第 23 議案第 86 号 令和 4 年度鬼北町水道事業会計補正予算 (第 2 号) につ
いて
- 日程第 24 同意第 6 号 鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 25 発議第 1 号 議会改革特別委員会の設置及び委員の選任について
- 日程第 26 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件に
ついて
- 日程第 27 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい
て
- 日程第 28 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 29 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 6 議案第 69 号 鬼北町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定につい
て
- 日程第 7 議案第 70 号 鬼北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 8 議案第 71 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整備に関する条例について
- 日程第 9 議案第 72 号 鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正
する条例について
- 日程第 10 議案第 73 号 鬼北町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の
一部を改正する条例について

- 日程第 1 1 議案第 7 4 号 鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 7 5 号 鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 7 6 号 工事請負契約（史跡等妙寺旧境内ガイダンス施設建設工事（展示工事））の締結について
- 日程第 1 4 議案第 7 7 号 財産の取得について
- 日程第 1 5 議案第 7 8 号 令和 4 年度鬼北町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 1 6 議案第 7 9 号 令和 4 年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 7 議案第 8 0 号 令和 4 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 8 議案第 8 1 号 令和 4 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 9 議案第 8 2 号 令和 4 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 0 議案第 8 3 号 令和 4 年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 1 議案第 8 4 号 令和 4 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 2 議案第 8 5 号 令和 4 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 3 議案第 8 6 号 令和 4 年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 4 同意第 6 号 鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 5 発議第 1 号 議会改革特別委員会の設置及び委員の選任について
- 日程第 2 6 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 2 7 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 2 8 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 2 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（12名）

1番 坂本一仁	2番 兵頭稔
3番 高橋聖子	4番 中山定則
5番 末廣啓	6番 山本博士
7番 松下純次	8番 福原良夫
9番 程内覺	10番 松浦司
11番 赤松俊二	12番 芝照雄

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議会事務局長 都 浩明 書記 伊藤夏美

○説明のため出席した者

町 長 兵頭誠亀	副町長 井上建司
企画振興課長 小川秀樹	総務財政課長 水野博光
危機管理課長 芝達雄	町民生活課長 善家直邦
保健介護課長 那須周造	環境保全課長 森明
農林課長 松本秀治	森林対策室長 東英範
建設課長 上田司	水道課長 上田司
日吉支所長 山本雄大	会計管理者 古谷忠志
教育長 松浦秀樹	教育課長 谷口浩司
農業委員会会長 川平定計	農業委員会事務局長 松本秀治
代表監査委員 田中清志	

○副議長（赤松俊二君）

起立。

礼。

○議長（芝 照雄君）

皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、ただいまから令和4年第4回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（芝 照雄君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

おはようございます。

令和4年第4回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。

今ほどは、長年にわたり御尽力をいただいております松浦司議員におかれましては、長年にわたり本当に町民のために、また、町政のために御尽力いただきまして、誠にありがとうございました。

今後とも御活躍のほどをお祈り申し上げます。

御案内のとおり、この前の日曜日、12月4日は防火デーでございました。消防団の関係者の多くの方々にお世話になりました。また、12月17日から23日までの1週間は、えひめ防災週間であると同時に、鬼北町防災週間であります。本年度は、防災週間に先立ちまして2地区において防災訓練を実施したところでございます。

11月4日は、日吉地区において、ヘリコプターによる救出訓練を実施いたしました。鬼北消防署及び宇和島消防本部協力の下、富母里に整備しましたヘリポートから農村広場まで、愛媛県防災ヘリによる要救助者の搬送訓練を実施し、地区住民のほか、みどり保育所や日吉小・中学校の子どもたちにも、防災ヘリを間近で見ってもらうことができました。

また、12月4日には、泉小学校体育館において避難所運営訓練を行い、受付・感染防止訓練、避難所レイアウト、段ボールベッド設営訓練、災害用トイレの設営訓練等を実施し、地区住民、区長さん、組長さん初め60人余りに御参加をいただきました。

近年、頻発する風水害や近い将来起こるとされております南海トラフ巨大地震に備え、今後も防災意識の啓発や防災訓練に取り組んでまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

さて、本日の定例会には、条例の制定1件、条例の改正6件、工事請負契約の締結1件、財産の取得1件、令和4年度一般会計補正予算1件、特別会計補正予算7件、企業会計補正予算1件、同意案件1件を提案いたしております。

以上、御審議のほどよろしく願い申し上げまして、令和4年第4回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。

○議長（芝 照雄君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、8番、福原良夫議員、9番、程内覺議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月9日までの二日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から12月9日までの二日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、小学校、中学校、学校給食センター、学校給食共同調理場、総務財政課及び教育課の所管に係る定期監査、並びに同法第235条の2第3項の規定により、令和4年8月分、9月分及び10月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、写

しをお手元に配付しております。

次に、先の定例会から本日まで議長として行動した主な事項につき報告します。

別紙議長諸般の報告をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

なお、重要な事項として、令和4年11月9日に東京都で開催されました第66回町村議長会全国大会に、私議長が参加しました。

大会において地方議会の位置づけを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める特別決議、新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策等に関する特別決議、東日本大震災等大規模自然災害からの復興及び災害対策に関する特別決議の3件の特別決議が承認されました。

その内容は、議会事務局に保管しておりますので、後刻お目通しください。

次に、地方自治法第121条の第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告をします。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。お手元の町長行政報告では、9月議会定例会以降の行動状況を提示しております。

10月11日、12日、農村文明創生日本塾フォーラム2022 in 小松に参加いたしました。この塾は、農山村に根差した個性豊かで、多様な文化や暮らしの持続と発展を目指すことを目的とし、富山県南砺市や北海道ニセコ町などを初め、特色あるまちづくりを展開している14自治体が加盟しております。

この塾の初代塾長は、日吉村名誉村民で、元早稲田大学総長でいらっしゃいます奥島孝康氏であり、前町長の甲岡氏も複数回参加されていらっしゃるということです。

この塾の行事への参加は、私自身は初めてでしたが、事例発表では、石川県小松市郊外の集落内において、苔を育てて、観光スポットに成功させた住民団体の話や、廃校となった施設を高級レストラン及びホテルに変更し、地元住民が運営やレストラン食材に参画していくといった事例発表を伺いました。

11月2日、水曜日、愛媛県国際映画祭、鬼北町ドライブインシアターを開催いた

しました。県内11自治体が参加し、それぞれの自治体が様々な映画を、様々な形態で、映画文化の普及に貢献しようとするもので、鬼北町は映画館や大きな鑑賞施設もなく、コロナ禍の中という厳しい条件の中ではありましたが、屋外奈良川河川敷において、自家用車の中で映画を観賞できるドライブインシアターを取り入れ、「ミニオンズフィーバー」を上映し、家族連れや友人同士など自家用車約70台、約200人の来場者にて開催いたしました。

11月6日、日曜日、ねんりんピック愛顔のえひめ2023、ペタンク競技リハーサル大会を開催いたしました。このリハーサル大会の目的は、本番に向けた施設設置や大会運営がうまくできるのか、安全・安心に大会が運べるか、緊急な場合の対応、おもてなし対応など、あらゆるセクションでの最終点検という意味合いであります。当日は、雲一つない晴天に恵まれ、県外からの参加者も得て、本番大会の総合チェックができたと理解しております。

11月16日、水曜日、2022治山・林道のつどい及び日本林道協会通常総会に参加いたしました。この11月中旬は、様々な団体が上京し、来年度事業獲得のため、国会議員、各省庁などに出向き、様々な要望活動をする時期でありまして、私も愛媛県森林土木協会の会長を仰せつかっております関係で、他県関係者とともに要望活動に参加してまいりました。

最後の写真は、今年の小学校の学習発表会の様子ですが、体育館ステージに大きなスクリーンがあり、その前に僅か20センチしか離れていないところにプロジェクターが設置されております。これまでのプロジェクターであれば、少なくとも2メートルから3メートルぐらいの距離が必要であり、その間には当然何も無い空間が必要であったわけですが、このプロジェクターは、この直近の距離で、しかも近距離であるため画像も明るく、その画像もしっかりとした長方形を確保しており、さらに、その前で様々な動作が可能ということで、私自身実際に見て、画期的なプロジェクターだと感じたため掲載いたしました。

1人1台パソコン、ICT教育機器購入時に全ての小・中学校に購入したものが、教室だけでなく、このような体育館での使い方もできるということで、より効果的な学習環境を実現していると感じたところでございます。

最後に、12月1日、三島地区ふれあいタクシーの出発式に参加いたしました。今回の事業は、行政と地域が一体となった事業という点で、意味深いものであると考えますが、もう1つ、これまでできなかった地域以外への事業拡大、いわゆる三島地区から日吉診療所、三島地区から北宇和病院という僅か片道ではありますが、これを実

施できますことは、新たな施策の展開への第一歩と価値を感じております。

地域の方々を初め、公共交通機関、関係者の方々の御理解に深く感謝申し上げます。

そのほか、事業、会議について省略をいたしますが、時系列の資料にて御確認いただきますようお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（芝 照雄君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、中山定則議員、兵頭稔議員、山本博士議員、福原良夫議員、以上の4名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可いたします。

まず、4番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

中山議員、時間はただいまから60分の予定です。

中山議員の質問1について質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

議席番号4番、中山定則です。

先の通告のとおり、一般質問を行います。

質問1、令和5年度保育所、認定こども園の運営等について。

令和5年度から町内保育所が、7園から3園に再編されますが、次の5点について質問をいたします。

1点目、3園の入所申込み状況について問います。また、来年度の職員配置は、余裕のあるものになる見込みなのか質問いたします。

2点目、統合保育所を認定こども園にしなかった理由、認定こども園となる、さくら保育所・小松保育所は、認定こども園の認定基準を満たす改修を行ったのか、また、統合保育所内に計画どおり子育て支援センター「ゆめぼっけ」を移設する予定なのか質問します。

3点目、再編後の新たな保育サービスの検討について問います。新たな保育サービスとして開所、閉所時間の延長、土曜保育の実施、一時預かり、病児保育、日曜日の保育等があると思います。

4点目、保育所遠距離通園費補助制度、子育て世帯特定地域居住支援事業費補助制度は、創設する予定かどうか伺います。

5点目、統合後の閉所保育所の利用計画はできているのか。近永保育所については、取り壊して4,000平米ある敷地の大部分を防災公園にする考えはないか質問します。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第1番目の令和5年度保育所・認定こども園の運営についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の3園の入所申込み状況について、また、来年度の職員配置は、余裕のあるものになる見込みであるかとの御質問についてであります。11月7日から21日にかけて、令和5年度の保育所・認定こども園の入所申込みの受付を行ったところであります。

12月1日現在の3園の申込み状況といたしまして、現在建設中の統合保育所は、定員150人に対し、入所希望者が133名（入所率88.7%）、さくら保育所、定員80人に対し、65名（入所率81.3%）、小松・みどり統合保育所が、定員35人に対しまして、28名（入所率80.0%）という状況になっております。

また、配置する保育士の見込み数といたしましては、建設中の統合保育所が、保育士38名、さくら保育所が22名、小松・みどり保育所が11名程度の配置を見込んでおり、統合前の保育所の保育士を、統合する保育所に集約した保育士数と、ほぼ同じ保育士数の配置となる見込みとなっております。

なお、この配置数につきましては、厚生労働省の認める児童福祉施設最低基準の職員配置基準を十分に満たす人員配置としており、保育現場の職員と協議を重ね、新たな保育サービスの拡充に伴う開所時間の延長や、土曜日の一日保育に従事する職員の指定休取得による人員不足も補える安心・安全な保育サービスの提供と、新たな保育サービスに対応可能な人員を確保できるものと考えております。

次に、2点目の統合保育所を認定こども園にしなかった理由、認定こども園となる、さくら保育所、みどり・小松統合保育所は、認定こども園の認定基準を満たす改修を行ったか、また、統合保育所内に計画どおり子育て支援センター「ゆめぽっけ」を移設する予定かとの御質問についてであります。統合保育所を認定こども園にしなかった理由といたしましては、今回の統廃合により既存の園が廃止され、新たな園に移らざるを得ない保育所利用者の皆様に、継続して受入れ可能な保育施設を提供するこ

とが必須であること、また、認定こども園として新たに受入れが可能となる3歳以上で、保護者の就労状況に関わらず保育の必要性のない方の申込みに対しては、他の2園を利用していただき、統合保育所への一極集中を避け、町内保育施設の有効活用と利用者数の平準化を図ったものであります。

また、さくら保育所及びみどり・小松統合保育所の認定こども園の基準を満たす開所についての御質問であります。現在両保育所を令和5年度から認定こども園とするよう県に申請しているところでありまして、愛媛県子育て支援課の指導をいただきながら、改修の必要性についても問い合わせしておりましたが、保育所型の認定こども園への移行をする場合は、特段改修の必要性はないと確認したところであります。

また、子育て支援センター「ゆめぼっけ」につきましては、現在の好藤保育所から移設し、建設中の統合保育所内に、子育て支援室を設置し、継続して子育て支援の場として利用いただけることとしております。

次に、3点目の再編後の新たな保育サービスの検討結果についての御質問であります。昨年度の地区別説明会や保護者との意見交換会で御説明しておりましたが、認定こども園の設置、開所時間・閉所時間の延長、土曜保育の実施、一時預かり、日曜保育等の実施に関しましては、予定どおり実施することといたしております。

なお、9月から10月にかけて実施しました保育所保護者との意見交換会において、新たな保育サービスについて御説明したところ、特段の御意見・御要望等はありませんでしたので、提案いたしましたサービス内容に御理解をいただいたものと認識しているところであります。

次に、4点目の保育所遠距離通園費補助制度、子育て世帯特定地域居住支援事業費補助制度は、創設する予定であるかとの御質問についてであります。保育所の統廃合によって、最寄りの保育所が廃止される愛治・日吉・泉地区の一部に居住される保育所利用者の方に、通園費の一部の補助を行う保育所遠距離通園費補助制度、また、子育て世帯の減少が著しく、小学校の複式学級が増加している地域の民間住宅や、町営住宅に居住している子育て世帯に対し、家賃の一部補助を行い、定住を促す、子育て世帯特定地域居住支援事業費補助制度につきましては、ともに令和5年4月から施行する予定で、現在要綱等の整備に取り組んでいるところであります。

次に、5点目の統合後の閉所保育所の利用計画はできたのか。近永保育所については、取り壊して、4,000平米ある敷地の大部分を防災公園にする考えはないかとの御質問についてであります。統合後の閉所保育所の跡地利用につきましては、現在、各公民館、自治会等に今後の利活用に関する町民の方々の御意向について、意見

の取りまとめを依頼しているところであります。既に、検討委員会を組織されている地区もあるとお聞きしており、地域の皆さんの意向にできるだけ沿った内容で、跡地の利用について検討したいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

近永保育所につきましては、閉所後、その一部を病児、そして病後児保育施設として利用等を考えておりますので、現在のところ、取り壊して防災公園にする考えはございません。

以上で、中山定則議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

入所申込みの状況なんですが、さくら保育所入所の手引によると、定員なんですが、保育所籍が70人、幼稚園籍が10人ということで、先ほど65人とされたんですが、幼稚園籍、内訳をお願いします。同じく小松保育所については、35人とされたので、保育所籍が30人、幼稚園籍が5人で、28人とされたんですが、その内訳をお願いします。

余裕のある職員配置、余裕のあるという答弁であったんですが、5年度年度途中で臨時保育士の募集等を行わなくても済むような状況であるのか、再度答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

町民課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

ただいまの御質問についてお答えをいたします。

まず、さくら保育所、小松・みどり統合保育所それぞれの幼稚園籍、1号認定の方の内訳数ですが、さくら保育所につきましては、定員80人、すみません、申込者が65人のうち、1号認定で申込みをされている方が1名、そして小松・みどり統合保育所につきましては、申込者数28名のうち、1号認定で申込みをされている方はゼロとなっております。

続きまして、余裕のある人員配置についての次年度以降の会計年度任用職員の採用の件についてでございますが、こちらについては、やはり年間の中で育児休暇を取ら

れたりして、保育士の数がどうしても減ったりしてしまうと、そういった場合には、会計年度任用職員の募集も継続して行いたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○4番（中山定則君）

さくら保育所幼稚園籍1名、小松保育所幼稚園籍ゼロということだったんですが、この定員設定はどのようにして行われたのか、ある程度見込みを立てて行われたと思うんですが、幼稚園籍が非常に少ないんですが、どういうことなのか説明を求めます。

それと、職員配置、途中での募集もあり得るということと言われたんですが、国等の配置基準を上回る職員であれば、その必要はないと、色々な状況により起こり得ると思うんですが、その辺、ある程度臨時の方を多く、5年度の募集をかける予定はないのか、それについて再度質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

町民課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

まず、定員設定の考え方ですが、従来1号認定の方が保育所、幼稚園などを利用するといった場合は、どうしても町内にはそういった施設がございませんので、町外、宇和島市などのほうの保育所を利用させていただいていた。そういう現状から、そういった過去の人数などを見ても、10名以内であったということであれば、町内でそういった認定こども園ができた場合でも、10名以内の定員で収まるのではないかなというふうな考えでございます。

続いて、募集の件につきましてですが、実際に統合保育所を含めた3園が、今後、新たなサービスの展開の中で、土曜日の終日保育による平日の職員の指定休の取得、そういったものを運営していく中で、本当に配置が十分これで足りるのかといったところは、実際に運営が始まってから新たな点が分かってくるようなこともあろうかとは思っております。

今のところ、配置している人数で十分に基準を満たす余裕のある保育というのが提供できるのではないかなというふうには考えておりますが、今後、実際に運営をしていく中で様々な問題点がもし出てきましたら、そういったときには、人員のことについても考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

認定こども園にしなかった理由についてなんですが、統合保育所をしなかった理由なんですが、統合保育所に集中するのを避けるというような感じの答弁だったと思うんですが、当初の設計図にも統合保育所、認定こども園という表示もされていたと思うんですが、それと、認定こども園にすることで保育所、今までの保育所の運営とかなり大きく違うということになることによって、先ほどの答弁では、そのままの保育所という形で、新たなところはというような答弁であったんですが、再度もう一度理由を伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

町民課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

認定こども園に統合保育所をしなかった理由につきましては、先ほどの答弁で町長が申し上げましたが、まずは、廃止される4園の皆様が、必ず受入先というものを確保してあげることが、必須の条件であるというふうに考えておりました。

その中で、過去の地区の説明会、また保護者との意見交換会の中で、近永地区で1か所、それから小松保育所の2か所を認定こども園とさせていただく予定としておりますというふうな御説明をしてきたところであります。

近永地区で1か所ということですので、さくら保育所、もしくは新園の統合保育所のどちらかということで、いろいろと協議をしました結果、やはり1か所に申込者が殺到した場合に、どうしてももう片方のさくら保育所のほうが定員割れといたしますか、定員割れにはなっておるんですが、今以上に空きが目立つというふうなことになるのもできれば避けたいということ、それから、認定こども園にする最大の理由としましては、やはり無職などで保育所に預け入れをすることができなかった方々、そういった方を受入れするところを広げてあげること、子育て支援につながる場を提供したいというふうなことも最大の目的ですので、そういった方も余裕を持って入所ができるような体制を整えたいなというところで、さくら保育所を認定こども園とさせてい

ただいたところであります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問1、（3）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

新たな保育サービスについては、地区別懇談会とか、説明会等でされたことをほぼ実施する予定というような答弁であったんですが、入所手引においては、開所・閉所の時間の延長、土曜保育のことは触れられていると思うんですが、あと日曜保育について検討して実施をしていくという方向性で今検討されているようなんですが、そのことが触れられてないようです。

それと、入所じゃないんですが、一時預かり、病児保育については、現時点で来年度からの予定について広報されていないようなんですが、まだ確定していないのか、一時預かりについては、統合保育所内のところに場所等も設置されているようですので、入ったところに、やるということではあるわけなんですが、そういう広報を説明会では説明されて、そのままになっているようなんですが、一時預かり、病児保育、先ほどの答弁にあった病児保育については、近永保育所での実施というようなことを考えられているようなんですが、もう来年迫っているんですが、その辺ちょっと広報、確定はできてないのか再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

町民課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

まず、日曜保育、一時預かりにつきましては、9月から10月にかけて実施しました保育所保護者との意見交換会、こちらの中で詳しい資料を添付し、利用時間、それから利用料金などについても御説明をいたしております。

当日どうしても都合で欠席をされた方についても、資料を全家庭にお配りをさせていただいておりますので、現在保育所を利用されている方についての周知というのはできているんですが、議員おっしゃるとおり、町内の他の利用者の方についての広報活動ができていないという点につきましては、今後、早急にその方向について掲示な

ど、広報などをしていきたいと考えております。

それから、病児保育につきましては、現在設計のほうは発注をいたしております。改修工事になるんですが、そちらの設計については、発注しておりますが、近永保育所が廃止となった後の一部の利活用についての準備ということで、できれば来年度中の病児保育の開所というのを目指しているわけなんですけども、ただ、この保育所を廃止するということになりますと、建設ときに厚生労働省の補助金を頂いて建設をしておりましたので、跡地の利活用によっては、その補助金の返還などの手続が必要になる場合も出てきます。

こちらについては、今現在、国・県も含めてその必要性等について確認をいたしておりますが、そういった面で病児保育の開所については、来年度中というのが多少ずれ込む可能性も出てくるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは中山議員、質問1、（4）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

創設される二つの制度について、これも手引が全然ないんですが、これもやはり今現在保育所に通われている保護者の方には周知されているということなんですか、また、拡充制度についてもしているかどうかだけ答弁をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

町民課長が答弁いたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

先ほどの資料と同じように各保育所の保護者の皆様全員の方に配布をして説明をさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

質問1、(5)について再質問はありますか。

○4番(中山定則君)

閉所保育所の利用の件なんですけど、公民館、自治会等に依頼しているということであつたかと思うんですが、依頼があつた後、公民館、自治会でこういうふうにと希望等があつた場合、それを受けて、町で検討をしていくという進め方になるのか、そのままそのとおり行うということなのか、その辺と、この件についても統合の考え、統合するということを進められる中で、早くからあつたわけで、長くなるんですが、いつ頃までの依頼をしているのか。

それと、近永保育所の病児保育のこともあるんですが、防災センターも隣にありますし、防災公園という、ちょっと質問とどうかなと思う点もあるんですが、防災公園というところ、町部にないので、前も広楽荘跡地について提案をさせていただいたんですが、同じく、この町部にやはり広い防災公園的なものが必要なので、いい場所だなとは思ったんですが、再度答弁をお願いいたします。

○町長(兵頭誠亀君)

前段のことにつきましては、町民課長が、防災公園についての必要性について危機管理課長のほうから答弁をいたします。

○町民生活課長(善家直邦君)

まず、跡地利用の関係につきましては、町としては、地域の皆様が、今後廃止された保育所を利用するのに、できるだけ地域の皆様の意向に沿った形というもので御利用いただきたいと、こういうことで考えております。

それから、いつ頃までにということですが、一応年度末、保育所として使われる期限が終了するまでの間に、そういった御意向がありましたらお願いしますということで、各自治会のほうにお願いをしておりますが、継続して決まらなかった後についても、そういった御希望があれば受入れをしたいなというふうに考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○危機管理課長(芝 達雄君)

質問の都市公園についてですが、現在町内には都市公園、防災公園というのはありません。県内で言うと、10月に伊予市が整備をしたということで確認はしておりますが、防災公園については、ある程度、都市型、人口がかなり密集しているような避難所がないところ、少ないところに土地の有効利用ということで、公園を利用した避難所等の設置をしているところが全国的にあるのではないかなということで、当町としましては、町部のほうは、避難所、公共施設もかなりあり、今のところ

ろは十分対応できるのではないかなということ考えているところであります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

以上で質問1については終了します。

続いて、中山議員、質問2について質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

質問2、公文書の保管管理について。

公文書の保管管理について、次のことを質問します。

（1）現在、公文書はどこにどれだけ保管されているのか。

（2）鬼北町一般会計補正（第3号）で、公文書書庫に係る委託料が予算化されましたが、どのような書庫をどこにいつ建設する計画であるのか伺います。

（3）公文書書庫完成後、現在書庫として使用している建物の利用計画は立てているのか伺います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第2番目の公文書の保管管理についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の現在の公文書は、どこにどれだけ保管されているのかとの御質問ですが、現在、公文書につきましては、現年度及び前年度作成の簿冊は、本庁の執務室内に、保存年限3年及び5年の簿冊を近永保育所横にあります書庫に、保存年限10年及び永年保存の文書を、旧グリーンマーケット建物に保管しております。

保管されている文書の形態や厚さは様々ですので、何が何冊という把握はしておりませんが、令和2年度に、簿冊の背表紙の厚さを計測したところ、近永保育所横の書庫に、およそ1,700メートル、旧グリーンマーケット建物におよそ500メートル、合計2,200メートル分の文書が保管されておりました。

調査を行った後も文書整理を行っておりますので、若干の変動はあると思いますが、

仮に10センチメートルの厚さのファイルに換算いたしますと、2万2,000冊分の文書が保管されていることとなります。

次に、2点目の鬼北町一般会計補正（第3号）で、公文書書庫に係る委託料が予算化されたが、どのような書庫をどこにいつ建設する計画かとの御質問であります。予定している場所は、近永保育所裏の線路沿いにあります警察官舎跡地（約820平米）の敷地であります。

先日、入札により設計業者が決まりましたので、今後、設計業者と詳細を協議することとなりますが、先ほど申し上げました、近永保育所横の書庫及び旧グリーンマーケット建物の保管文書、並びに今後増加する永年文書を保管できる容量を確保できるような設計を考えており、令和5年度中の完成を目指しております。

次に、3点目の公文書書庫完成後、現在書庫として使用されている建物の利用計画は立てているかとの御質問ですが、近永保育所横の書庫につきましては、近永保育所と合わせて、地域の方々に利活用を検討していただく予定といたしております。

また、グリーンマーケット跡地につきましては、近永の中心部に位置していることから、今後、民間への貸付け、売却も含め、町中の賑わい創出のために利活用できる方法を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いするものでございます。

以上で、中山定則議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

1点目の関係なんです。簿冊数としての把握はされていないのか、再度質問をします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

簿冊数に関しては、何冊という把握はいたしておりません。全体の長さとして計測をしております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

各課において簿冊数の把握ができているものと、公文書管理規定ですかね、と思うんですが、この永年保存の文書、どういう簿冊になってグリーンマートのところにある、ということは把握していないということになると、やはり保管管理が適正であるかということになると、問題があるのではないかと思うのですが、再度質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

これにつきましては、私も含め、中山議員さんも役場のOBとして、今までこの書庫整理、書庫の建設に申請をした携わった同士でありますので、私以上にお詳しいと思いますけども、これまで何回と理事者のほうに、この書庫の整備について提案をしましたけども、やはり町民のサービスの提供といった点で順番が落ちてしまうということで、なかなか上げられなかったんですけども、近年グリーンマートの分についても雨漏りが激しく、それから警察署跡の書庫についても激しいということで、どうしてもこのままでは文書そのものが本当に大変なことになってしまうというふうな危惧から、どうしてもやりたいということであります。

簿冊数については、今後、早急にここで答弁できるようにさせていただきたいと思っておりますけれども、その必要性については、御理解いただきたいと思います。よろしくお祈りいたします。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問2、（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

今町長から答弁があった関連で、新しい書庫というんですが、先ほどの話、メーターで把握されとるとのことなので、建物については820平米ということなんですが、それで十分なのか、その辺。設計、今されていると思うんですが、再度確認をいただいたらと思うんですが、構造については2階建ての鉄骨造なのか、その辺の構造などについても再度質問をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

書庫ですけれども、鉄骨の平家建てを考えております。先ほど820平米と言いましたのは、土地の広さでございまして、都市計画区域内でありますので、建蔽率70%ということで、建物の大きさとしては、400平米から500平米程度を考えております。

文書につきましては、先ほどメーターで申し上げたんですが、中に移動式の書架、一応6段の高さのものを考えておりますので、その書架の長さから判断しまして、今現在の文書は十分に入り得ると。さらに、これから増える永年文書、あるいは若干の形の違う図面であったりとかもありますので、書架を置かない部分も用意するというような考えで今協議をしておるところでございまして。ちよど今日、今の時間、業者が来て、担当のほうと打合せをしておるところでございまして。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、中山議員、質問2、（3）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

現在保管されている近永保育所、道路を挟んだところの建物、あの建物については体育館という表示がされていると思うんですが、それで、旧の広見町ほか2町村の土地はそうなんですが、建物についてもそうだと思うんですが、かなり古いと思うんですが、取り壊すというか、松野町の了解も必要だと思うんですが、その辺のあそこの土地・建物のことについて再度質問をいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

近永保育所横の書庫につきまして、土地が共有になっておりまして、旧の広見町、日吉村、松野町ということになっておりますので、先ほど、今後の利用につきましては、近永保育所とあわせて検討するということがありました。また、それが決まりま

したら、松野町さんのほうとも協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

すみません、先ほど言い忘れたんですが、グリーンマートのところ、この建物もまた売却とかを考えられているような答弁だったんですが、かなり古いんですが、あそこについても取り壊して駐車場とか、駐車場に一部されていますが、そういう利用は考えられないのか質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

中山議員はどう思われとるでしょうか。あその近永、役場前の3差路の部分は、そこから奥には、奥といいますか、入ったところには国遠団地がありますし、北宇和病院がありますし、車の往来も多い場所だと私は考えておまして、一昔前といいますか、は書庫が適当というお話もありましたけども、あれほどの中心市街地の角のところ、1つ、ほかの市町ではいろんな販売店があってもおかしくないようなところではないかなと私は思っております。

昔はエコープ、グリーンマートがあったところですので、購買という点で、全くその可能性がゼロではないんじゃないかなと。私は、ここの役場の町なかの夜が真暗であることが心配で、そんなお店ができれば、そこらも安全の部分として解消できるんじゃないかなという、楽観的ではありますけども、そのようなまちづくりも必要なんじゃないかなと。

行政のほうの建物から駐車場等もいいんですけども、できれば皆さんが利活用できるようなエリアになるべきところではないかなという判断の下、書庫を別のところにしようかというふうな提案をさせていただいております。御理解いただきたいと思えます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問はありますか、ありませんか。

○4番（中山定則君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2については以上で終了します。

続いて、中山議員、質問3について質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

質問3、人口減少問題に対する対策について。

人口減少問題に対する対策について、次のことを質問します。

（1）令和3年度は、出生数41人、死亡数231人の190人の自然減、年度末の人口は9,643人となり、前年度末の人口9,877人から234人の減少となりました。今年度は、10月末まで出生数19人、死亡数111人の92人の自然減で、10月末の人口は9,604人で、前年度末の人口9,643人から39人の減になっています。転入数が転出数を53人上回ったことによると思われます。

今年度10月末までの転入者、転出者の人数及び年代、性別、移動地域を伺います。また、鬼北町への移住促進を図るため、移住者に対する新たな支援をする考えはないか質問をいたします。

2点目、平成30年3月に策定された宇和島圏域定住自立圏共生ビジョンに基づき、鬼北町は今までどのように取り組み、どのような成果があり、これからどう取り組んでいくのか伺います。

（3）鬼北町長期総合計画の149ページ、「現状から見える課題」中、「本町の田舎暮らしの魅力などの情報を届けたい層に届けていく必要があります」とありますが、この課題は解決できているのか伺います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第3番目の人口減少問題に対する対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の御質問のうち、今年度10月末までの転入者、転出者の人数及び年代、性別、移動地域を問うとの御質問ですが、今年度10月末までの転入者、転出者の状況について申し上げます。

まず、転入者については、男性82人、女性107人、計189人で、県内からの転入者が117人、県外からは52人、海外から20人となっております。年代別では、10代未満が21人、10代が10人、20代が58人、30代が25人、40代が19人、50代が18人、60代が19人、70代が3人、80代が9人、90代が7人となっております。

また、転出者につきましては、男性が63人、女性が68人、計131人で、県内

への転出者が71人、県外へは45人、海外への転出者が15人となっており、年齢別では、10代未満が11人、10代が19人、20代が46人、30代が15人、40代が11人、50代が8人、60代が4人、70代が3人、80代が9人、90代が5人となっております。

次に、移住者に対して新たな支援をする考えはないかとの御質問であります。現在首都圏で開催される移住フェアにおいて、移住希望者向けの相談会を実施しているほか、空き家活用補助事業を通じて、移住者の獲得に努めているところであります。

さらなる支援策といたしまして、特定地域における子育て世帯を対象とした賃貸住宅家賃補助、それから移住お試し住宅の整備、民間が整備する賃貸共同住宅への整備事業補助金の創設等について検討をしているところであります。

また、北宇和高校入学を目的に校区外から町内に世帯で転入される方への賃貸住宅家賃補助など、高校魅力化を兼ねた補助事業についても検討を始めたところであり、移住者拡大に向け、取組の強化、充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の宇和島圏域定住自立圏共生ビジョンに基づき、鬼北町は今までどのように取り組み、どのような成果、これからどう取り組んでいくのかとの御質問であります。議員御承知のとおり、鬼北町は、宇和島市と定住自立圏の形成に関する協定を締結しており、協定については、中心市宣言を行った宇和島市と鬼北町が相互に役割を分担し、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保・充実させるとともに、連携を図りながら圏域全体の住民福祉の向上、また、地域振興を図ることを目的とするもので、宇和島圏域定住自立圏共生ビジョンは、この協定の内容を踏まえ、地域の活性化と発展を図るため、適切に役割を分担しながら、圏域全体として目指すべき将来像やその実現のため、必要な具体的取組等を示すものであります。

計画期間は、平成30年度から令和4年度までの5年間であり、内容については、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化、まち・ひと・しごと創生など4体系からなる政策分野について、医療、福祉、教育、産業振興など、分類ごとに取組事業を定めております。

医療分野については、宇和島圏域の医療体制、適正受診について周知、啓発を図る適正受診啓発事業のほか2事業。

福祉分野については、宇和島市が実施している手話通訳者及び要約筆記者派遣事業を関係市町で共同実施する意思疎通支援共同実施事業のほか3事業。

教育分野については、宇和島市の児童・生徒支援施設において、受入れ対象を圏域まで拡大し、不登校児童等の学校復帰を支援する不登校児童生徒支援事業のほか2事

業。

産業振興分野においては、創業セミナーの開催や窓口相談により、創業者の掘り起こしを行う創業・就業支援事業のほか3事業。

そのほかにも、移住フェアにより、移住希望者への相談支援を図る移住・定住促進事業や、圏域の市町職員を対象とした職員合同研修事業など、全体で20近い事業について、中心市である宇和島市が、主として圏域全体を対象に事業を展開し、事業周知や事業への参加、事業の一部負担などを圏域全体で行うなど、連携して圏域事業に取り組んでいるところであります。

事業成果や進捗管理については、圏域事業を包括する宇和島市において、各事業の実施結果に基づき、事業ごとに設定した成果指標により、事業評価を実施した後、民間や地域関係者で構成される宇和島圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会において、その結果を報告するとともに、取組内容について協議、検討をいただいているところであります。

なお、平成31年度、令和2年度における成果報告については、書面開催とされたところではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度については、中止とされた事業も多く、また、圏域の旅行客獲得を目指した宇和島圏域観光情報発信事業など、観光関連の取組事業については、実施はされたものの、評価見込みを下回る厳しいものでありました。

現在、宇和島市において、令和3年度における実施結果を取りまとめ、検証作業を進めているところでありますが、今年度は計画期間の最終年度でありますので、5年間の事業成果を検証の上、取組事業の見直しや、新規取組事業の検討を行い、次期の宇和島圏域定住自立圏共生ビジョンにおいて、取組事業の強化を図るとともに、圏域全体で事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の長期総合計画に挙げる現状から見える課題のうち、「本町の田舎暮らしの魅力などの情報を届けたい層に届けていく必要があります」とあるが、この課題は解決できたのかとの御質問であります。御承知のとおり、第2次鬼北町長期総合計画につきましても、町行政運営の長期的指針であり、町の将来像やまちづくりの理念を示すとともに、それらの実現に向けた施策・方針を定めたものであります。

人口減少問題における対策において整理した鬼北町の抱える課題は、農林業、商工業の振興、雇用の創出、地域福祉の推進、交通環境の充実、防災、地域福祉のほか、その分野は多種にわたり、議員御質問の効果的な町の情報発信についても、その対策や課題解決に向けた取組を早期に進めるよう担当課に指示しているところであります。

広報誌やメディア、ホームページ、フェイスブックやインスタグラムなど、個々それぞれが利用する情報媒体も、年齢層や内容によって選択肢の幅が広がる中、町職員が自由に発信、写真投稿を可能とする公式インスタグラムの運用や、移住支援に特化したインスタの開設、また、今年整備したコワーキングスペース「ワームス」や「公営塾」、それら施設利用者のインスタ配信など、幅広い年齢層が活用するインスタグラムを中心に、現在、情報発信の強化に取り組んでいるところであります。

インスタグラムにより鬼北町に興味を持たれた方を町ホームページに誘導する仕組みを構築し、さらなる魅力を感じていただき、移住のきっかけとなるよう、ホームページのリニューアルについても作業を進めているところであります。

今後もホームページやSNSの充実強化を図りながら、新しい情報を発信し、課題解決に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上で、中山定則議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問3については、時間も少なくなりましたが、全体の質問でよろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

では、再質問をお願いします。

○4番（中山定則君）

今日の愛媛新聞の県議会代表質問のところで、2020年度の南予への移住者は9月末時点で515人、前年度同期比が1.5倍と、過去最高ペースで新たな移住フェアの開催など、都市圏でのプロモーションも強化しているというふうな県議会の答弁があったわけなんですけど、鬼北町においては、今年度に入って移住者の数が増えたのか、人数等増えたのかどうか質問します。

それと、最後の質問3点目は、届けたい層に届けていく、ターゲットを絞った募集といたしますか、情報というか、その辺りのことではないかなと思ったんですが、その辺について質問をいたします。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

まず、1点目の鬼北町における今年度の移住者数についてということでございますが、鬼北町におきましては、転入者の方に任意でございますが、転入時にアンケートを行っております。その際に、県外から転勤、進学以外で転入された方という条件を移住者と定義をさせていただいているところでございますが、令和3年度におきましては、50世帯67名で、令和4年度、9月末現在になります。37世帯42人という状況になっております。

次に、3点目の田舎暮らしを届けたい層に発信ができているのかという御質問に対してですが、ターゲットを絞るというような御質問がございましたが、今年度転入者の状況を見ますと、20代、30代の層がかなり多いというふうには把握をしているところではございます。

そういった中で、インスタグラムというのは、幅広い層が御活用をいただいていると承知をしておりますので、そういった層に情報を発信していく上では、インスタグラムの活用が有効ではないかと考えておりました。先ほど町長答弁でお答えをいたしましたとおり、今年度はインスタグラムでの発信を強化しております。インスタグラムに興味を持った方、またホームページ等で誘導をしていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

これで中山定則議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

再開を10時30分とします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時30分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、兵頭稔議員の一般質問を一問一答方式で行います。

兵頭議員、時間はただいまから60分の予定です。

質問1について、質問を行ってください。

○2番（兵頭 稔君）

議員ナンバー2番、兵頭稔。

通告について、次について質問をします。

質問1、水道事業について。

9月の定例会議の中で、水道事業会計決算書について、水道法に基づき適正に行っていると回答されましたので、下記について問います。

(1) 水道法第1条に、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする」となっていますが、鬼北町の水道事業はこれに該当するか伺います。

(2) 水道法施行規則第12条（法第14条第2項各号を適用するについて必要な技術的細目）第2号に、「料金がおおむね3年を通じ財政均衡を保つことができるよう設定されたものであること」と記されていますが、鬼北町の水道料金はこれを遵守されているか伺います。

(3) 鬼北町の水道料金の算定プロセスについて伺います。

(4) 純利益が9,000万、利益剰余金2億8,000万もあるのに、何で財政融資資金を借りなくてはならないのか理由を問います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の第1番目の水道事業についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の水道法第1条に、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする」となっているが、鬼北町の水道事業がこれに該当するかの御質問であります。水道法第1条は、この法律の目的を定めたものであります。鬼北町の水道事業につきましては、兵頭議員の御質問に引用された条文の前段にあります。「この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって」という条文も含めまして、法の趣旨にのっとり、経営を行っているところであります。

次に、2点目の水道法施行規則第12条（法第14条第2項各号を適用する技術的細目）第2号「料金がおおむね3年を通じ財政均衡を保つことができるよう設定されたものであること」と記されていますが、鬼北町の水道料金は、これを遵守されてい

るかとの御質問であります。鬼北町の水道料金は、法令規則を遵守していると考えております。

次に、3点目の鬼北町の水道料金の算定プロセスについて問うとの御質問ですが、現行料金につきましては、水道料金改定理由・改定の基本方針を作成し、料金の算出根拠及び経常収支の概算、料金算出根拠年次明細書、財政収支計画表、料金収入・その他の収入内訳書、人件費一覧表、減価償却費明細、企業債年次別返済額明細書等の資料を作成精査し、算定しており、その内容を議会で御説明申し上げた上で、議決をいただき、水道料金を決定いたしております。

次に、4点目の純利益が9,000万、利益剰余金2億8,000万もあるのに、財政融資資金を借りなくてはならない理由を問うとの御質問ですが、令和3年度分の財政融資資金5,110万円につきましては、資本的収支に係る建設改良費の財源として借り入れております。当該配水管布設工事につきましては、国庫補助対象外事業となりますので、起債対象事業として実施したものであります。決算上9,200万円程度の純利益の計上となりましたが、これは収益的収支での利益でありますので、資本的収支とは区別するもので、財政融資資金を借りない理由にはなり得ません。

また、未処分利益剰余金2億8,753万円につきましては、決算認定の際に議決をいただき、剰余金処分を行っておりまして、自己資本金への8,168万円の組入れのほか、減債積立金に2,000万円、建設改良積立金に6,000万円の積立てをしておりますが、この積立金は資本的収支不足額の補てん財源となりますので、財政融資資金を借りて、なお不足する財源を補うこととなっております。

以上で、兵頭稔議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

豊富低廉なという意味なんです。豊かな水を安く提供するという、私、意味だと解釈しておるんですが、町長は、この低廉なという安くという意味を、鬼北町の水道料金はそれに当てはまるかを教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

豊富低廉というのが、水自体は、多分議員さんは、ほかの町よりもいっぱいあるやないかということが多分言われておると思うんですけども、鬼北町全体に豊富な水を提供するのにしっかりとしたインフラを整備しなければならない。そのインフラの整備については、ほかの町よりもいっぱい散在した地域に送る施設が必要なのであれ

ば、もちろんそこについては、機械の寄与がいっぱいいると。それが水道課長ではなしに、私のような知識があまりないものとして理解をしている言い方です。過去、これまでも議員さんはこの御質問をされましたけども、私は水の豊富な鬼北町ではあるけれども、それを各御家庭に送るためには、どうしても機械の寄与が要るんじゃないかと理解をしておりますので、御理解いただければ幸いです。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、再質問。

○2番（兵頭 稔君）

すみません、今の質問、ちょっと間違ってます。私は豊富というのは、当たり前になんと出ているとは思っております。低廉なという意味だけの意味を安いですか、高いですかという意味を、町長にどちらかということをお答えをお願いしたかったです。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

県内で2番目の高さということは承知いたしております。ただ、十数年前に鬼北町が価格の設定をしたときに、これから先、十数年、数十年の料金体系として議会でしっかりと説明しておるということでございますので、低廉ということには、高いという認識はございません。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

いいです。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

それでは、質問1、（2）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

おおむね3年に1回程度料金の見直しを行うということで法令はなっている、施行法はなっていると思うんですが、平成15年に広見町時代に今の料金を設定して、それをいまだにそのままずっと今の料金を維持しているということは、納得いかないんですが、それはどう解釈されるのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

詳細につきまして、水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

ただいまの兵頭議員の水道法施行規則第12条第1項第4号について、おおむね3年を通し財政均衡を保つことができるよう設定されたものであるということですが、現行料金に関しましては、平成15年4月1日からの施行になっております。途中平成26年及び令和元年に消費税の引上げに伴う変更をいたしましたが、改定はしておりません。

よって、19年近くにわたりまして、財政均衡が保たれている水道料金と考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、再質問。

○2番（兵頭 稔君）

私が調べたところによりますと、総括減価方式というのは料金水準というのがありまして、それに基づいて水道料金を決めるという勉強をしたんですけど、それが間違っているかどうかちょっと教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

今の御質問ですが、第3点目の御質問の水道料金の算定プロセスについて関係があると思いますが、町長の答弁にもございましたとおり、現行料金につきましては、水道法に基づきまして、また、各法律を遵守いたしまして、水道料金の算出根拠及び經常収支、これを精査いたします。また、料金の算出根拠の年次明細書、各財政収支の計画表、料金、その他の収入の内訳書で、歳出に係ります人件費の一覧表、減価償却の明細、企業債の年次別返済額明細書等の資料を作成、精査する、それが先ほど議員の言われました算定方法となっております。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

算定方法は分かったんですが、それに対してその算定した基準に対して水道料金をそれと並行するように決めるというふうに、どうもこれに書いてあるような気がするんですが、黒字が9,000万も出るような水道料金の算定方法はどこにも書いてないんですが、それは私の勉強不足でしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

第4点目の答弁とも重なると思うんですけども、水道法は、第3条と第4条で企業法で決められておりますので、分けなければなりませんけども、1つの家庭で家を建てたときに、家を建てる借金をしたときに、じゃ、それを現金があるところは構わないんですけども、現金がないところについては、毎月毎月のサラリーの中から、給料の中から月賦で払っていくということをするやないですか。水道料金のほうも水道料金を頂いてその借金を返していくというシステムについては、家と全く私是一緒やと思うんですよ。それを水道事業会計全体として考えたときには、何もプラスになっていない。水道料金をプラスにして、その分の余った部分を借金の返済に充てる、または余剰金をそこに充てる。それとペイをして、それぞれの水道事業会計を年次年次計画していく。それが年次として料金を設定して、これから二十何年間は上げる必要はありませんということを経会で明言されたということが載っております。

ちょうど旧の広見町の改修時期に料金を設定したから高いんですけども、ただ、現在ほかの市町でもどんどん改修をして、料金が上がってますけども、私の鬼北町にとっては、私就任以来、1回も料金改定については、申し上げておりませんし、そこはそれまでの理事者、また議会の方針でありますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

今の町長の回答なんですけど、この総括減価方式の中には、要するに、その年度年度の利子が入るとるんですよ。国債の支払利息が。その当時、平成15年、その当時の利息は1億1,000万あったと思うんです、利息が。今現在3,700万、その差がずっと利益として上がってます。それが今16億近くの資本金になっています。積立資本金、だから、十分にどんな災害があっても、まず、鬼北町の水道事業はやっていけると思います。その辺を考えて、もう少し新しいことを考えてほしいと思っております。水道料金を2割ぐらい下げられる方法があるんじゃないかと思っておりますが、それについて回答をお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

ただいまの御質問でございますが、議員おっしゃられるのは、平成15年の料金設

定から今まで料金の改定がなされていないということから始まりまして、料金が高いままで安くせよということと、あと資本金の関係の御質問でございますが、料金につきましては、ここ数年、私が水道課長になりまして、予算委員会等、決算等、様々な場におきまして、料金の引き下げはないかという御質問、御提案をいただいておりますが、料金は下げることはできません。逆に、私どもが今経営上、目指しておりますのは、これ以上上げないような経営努力をしております。それにつきましては、毎回こういう御回答をさせていただいておりますので、御理解をいただけたらと思います。

資本金のことを言われましたが、資本金、決算上、ただいま令和3年度の鬼北町水道事業剰余金計算書におきまして、資本金、これは自己資本金になりますが、これが13億1,400万となります。これにつきましては、毎年剰余金の処分で、処分案で議決をいただいております未処分利益剰余金、これにつきまして処分済みになりました剰余金を持っていく場所がないので、資本金、自己組入資本金として計上する、これは会計情報の会計処理でございますが、ここの資本金が増えたからといって、これ、使えるものではございませんので、ここの会計の処理上の見目の資本金の額が増えていると、それを使ってどうこうするというものではございませんので、そこら辺は御理解をいただけたらと思います。

先ほどもありましたが、料金の設定で利益が9,000万も出ているのはおかしいんじゃないかということなんですが、利益を出さないと、これ赤字になります。欠損金を出すような料金設定はできませんので、ある程度の利益を生み出さないと、先ほど町長からの説明もありましたが、資本的収支に不足する財源がございません。収益的収支で利益を生みます。その利益が、利益剰余金で、先ほど誤解があったと思うんですけども、純利益が9,000万、利益剰余金2,800万もあるのと言われてましたが、決算書を見てもらったら分かるんですけど、この利益剰余金2億8,000万円の中には、純利益9,000万が含まれています。別ものではございません。

そのうち、決算書、または見てもらったら分かるように、答弁にもありましたが、将来の建設事業のための積立て、または利息を返すための減債積立金への積立てをしております。積み立てたら、次の年にすぐそれを取り崩して収益的予算の財源に充てるという方式を組んでおりますので、3条予算で利益を生んで、それを4条予算の補填に充てるというふうな仕組みになっておりますので、こういう会計上の仕組みにつきましては、御理解をいただけたらと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

私は、そんなことは質問してないんですけど、要するに、3年に1回、そういったことを検討して、総括減価方式により算定した分に、それに対して、要するに水道料金を3年に1回ぐらい見直しするのが大体、要するに、原価に対して水道料金、皆さんから集めたお金は、赤字にならないように、平成14年に多分それを計算して、1,000万ぐらいの利益になるようにつくられたと思うんですよ。平成15年に、それをずっとそのまま利息が毎年毎年下がるのに、そのままにしているというのはおかしいと思うんです。

このいろんな書面を見てますと、その中に、資本費用の中に支払利息というのが入ってるんですよ。原価方式の計算式の中に、その利息が毎年毎年下がっていったら、それを全然水道料金はいらわないというような、私はおかしいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問なので、お願いは控えてほしいと思います。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

今のことに對して答弁は要りますか。

○2番（兵頭 稔君）

要ります。

○議長（芝 照雄君）

答弁。

○町長（兵頭誠亀君）

御質問されておるので、答弁をさせていただきますけども、現在私が水道事業の決算を見たとき、今高いというのは、県内の中の比較だけでありますけれども、金額が高いのは十分承知しておりますけども、旧の広見町と旧日吉村が合併条件として経過措置をしたことも存じておりますけども、ただ、現段階でこれから10年、20年先の鬼北町の水道事業会計を見たときに、現在すぐに二、三年に1回の見直しをしたいわけでありますけども、ただ、それを下げるような状況ではないと。もし、それが必要なのであれば、監査委員さんのほうからも御指摘があるだろうと思うんですけども、そのときは十分考えなければなりませんけども、ただ、今現在水道事業会計は、議員

さんが御指摘の剰余金の分について、それを3年に1回見直しの理由としてやってしまえば、じゃ、誰が資本的の借金を払うんだ、そこに行き着くわけでありまして。3条、4条予算の中でしっかりと借金を返していくために、そこに剰余金を発生させて、それを借金の返済に充てるということは、鬼北町だけではなく、全国の公営企業会計がやっとなるわけなんです。それを御理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

それは私は理解はしてます。理解はしてますけど、そのために水道法というのがあるので、その水道法をもうちょっと勉強していただいて、きちんと町民に納得できる水道料金の策定をお願いしたいので、そういうことです。策定をしてほしいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

鬼北町の今の面積、高低差、それから散在しておる地域の状況を見て、担当課がそれぞれの情報を収集して料金を設定しているものと判断しておりまして、現在その予定はございません。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

おんなじ質問なので。

○議長（芝 照雄君）

それでは、兵頭議員、質問1、（3）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

これも今答えてもらったので。

○議長（芝 照雄君）

いいですか。

それでは、質問1、（4）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

3ね。

○議長（芝 照雄君）

3です。

○2番（兵頭 稔君）

3の質問は回答されとると思うんですけど。

○議長（芝 照雄君）

再質問。

○2番（兵頭 稔君）

算定プロセス、私のほうでは、財政計画の策定、水道料金の算定、料金体系の設定ということで、料金表の確定をするように勉強したのはなっとんですけど、それで間違いないでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

先ほどからの質問をお伺いしておりますと、兵頭議員におかれましては、水道法を熟読されまして、そこに記載されております算定方法を御理解していただいたとおりにと思いますが、そのお考えで間違いございません。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

じゃ、この文書の中に、この算定方法でいくと、この総括原価は料金収入総額に一致する、これを一般に総括原価と呼んでいますということなので、鬼北町もこれに準じてやっていただいておりますと解釈しておりますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

先ほどもありましたように、現行の料金で財政均衡が保たれております。鬼北町が営む経済活動にバランスが大きな変動がないということが、料金適正に算定していると考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、再質問。

○2番（兵頭 稔君）

ということは、総括原価は算定した料金に対してプラス9,000万は要するという考え方でよろしいですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

今の御質問なのですが、9,000万が要と言われましたが、これが決算上、3,000万になるかもしれませんし、1億円になるかもしれません。それは毎年度予算を組んで見通しを立てておりますが、その年度年度の収入、入ってきた料金収入、また使った整備工事等に使った金額によりまして変動はしていきます。ただ、決算を基に次年度の予算を立てて私どもは予算を組んでおりますので、ほぼほぼ決算額が予算額と違うことはございませんが、これは9,000万が要するという考えではなしに、経営上、9,000万の利益が出たというふうにお考えいただけたらと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、再質問、どうぞ。

○2番（兵頭 稔君）

その年度計画を立てるときに、9,000万も利益が出るような状況でなくて、水道料金を3年に1回見直せという施行規則があるので、やっぱり1,000万ぐらいのプラスになるように鬼北町の水道事業をするのが正解じゃないかと思っておりますので、質問を終わります。

○議長（芝 照雄君）

答弁は要りませんか。

○2番（兵頭 稔君）

要りません。

○議長（芝 照雄君）

では、兵頭議員、質問1、（4）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

余剰金の関係なんですが、鬼北町水道事業の余剰金の処分等に関する条例ということで、欠損の処理とか、そういう第4条に入ってますので、その辺を利用すれば財政融資資金を借りなくてもその中でやっていけるんじゃないかなと私は解釈しておるんですが、それについて伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

今ほどの御質問は、先ほどの答弁をした内容と全く一緒ですので、それで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

この鬼北町の条例なんですけど、それによると、第4条2項、前項の規定により利益積立金をもって欠損金を埋めて、なお欠損金に残額があるときは、翌年度事業へ繰り越すものとする。ただし、建設改良積立金をもって埋め、なお欠損金が残額にあるときは、資本余剰金をもって埋めることができるというふうに書いてあるんですけど、私の解釈が間違っているんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

今ほど出てまいりました鬼北町水道事業の剰余金の処分に関する条例、これにつきましては、条文に書いてあるとおりでございますので、議員が条文を御理解していただいて、それにどこまで私どもが言えるかは分かりませんが、議員の御理解の範囲で御判断いただけたらと思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、再質問はよろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問 1 については、以上で終了します。

では、兵頭議員、質問 2 について質問を行ってください。

○ 2 番（兵頭 稔君）

質問 2、鬼北町の観光について。

（1）令和 3 年度主要な施策の成果で、1 の（4）、すみません。ちょっと内容をきちっと書いてなかったもので申し訳ないです。

令和 3 年度の主な施策の成果の中に入っとるんですけど、その中の観光・物産の振興、①で、「鬼にちなんだ商品開発を進め産業振興につなげます」と推進されています。その成果として、令和 3 年度実施状況では、鬼関連物産品開発数 89 となっていますが、どのような品物があるのか伺います。

（2）主要な施策の成果（4）の観光・物産の振興、②の交流拠点施設の整備について、整備箇所と進み具合をお伺いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の第 2 番目の鬼北町の観光についての御質問にお答えいたします。

まず、1 点目の令和 3 年度主要な施策の成果において、鬼関連物産品開発数が 89 品となっているが、どのような品物があるかとの御質問であります。鬼関連物産品の開発につきましては、鬼のまちづくり事業の 1 つとして、鬼にちなんだ商品開発により、町の知名度向上や観光による交流人口の増加、産業育成など、観光・物産の振興を目的に取り組んでいるところであります。

関連物産品につきましては、そのほとんどを広見森の三角ぼうし、日吉夢産地など、道の駅において開発、販売いただくなど、鬼のまち鬼北町の PR にも努めていただいているところであります。

関連物産品目の内訳といたしましては、ピンブローチやアクセサリなど雑貨品が 57 品目、鬼米や鬼バウムクーヘンなどの食品類が 32 品目、合計 89 品目にも上り、昨年度は、日本郵便との包括連携協定により、新商品の鬼北町オリジナルフレーム切手を日本郵便で作成し、県内の全郵便局、徳島・高知・高松の中央郵便局で販売いただいているところであり、今後も地域や関係団体との連携により、関連商品の開発を進めてまいりたいと考えております。

次に、2 点目の主要な施策の成果の観光・物産の振興における交流拠点施設の整備

について、整備箇所と進み具合を伺うとの御質問であります。町内の主要な観光・交流拠点施設であります、節安ふれあいの森や、成川溪谷休養休憩施設につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた上で、利用の拡大に努めてきたところではありますが、首都圏からの利用制限や、施設の一部休業など、感染対策における人流抑制により、昨年度においては、その運営は非常に厳しい状況でありました。

今年度も、依然として厳しい状況にはありますが、町内観光産業の力強い成長のため、拠点施設の整備による町内観光の再生、高付加価値化に向けた宿泊施設等の改修は必須と捉えております。

拠点の1つであります成川溪谷休養休憩施設については、休養センター玄関までの車両の乗り入れを可能とする進入路整備工事を進めているほか、休養センター1階の改修工事、また、休養センターと隣接するロッジの改修工事につきましても、環境省及び林野庁に係る所要の手續が整い次第、工事に着手し、完成予定を、進入路整備、休養センター1階の改修については来年3月下旬、ロッジの改修につきましては、指定管理者において施工されるロッジの改修及び外構工事を含め、来年6月の完成を見込んでいるところであります。

また、節安ふれあいの森につきましては、観光行政のコンサルティング企業に現地を視察いただいたほか、県外でサウナ事業やアウトドア事業を展開する観光企業に現地視察を依頼し、再構築による施設の活用、整備について協議を予定しているところでありますが、専門家の御意見も参考に、地域独自の観光資源を活用した観光拠点の施設整備についても、協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、兵頭稔議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

商品開発の分で、57と32ということと言われたんですが、これの売れ行きというのが分かりましたらお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

先ほどの57品目と32品目の売れ行きということではございますが、先ほど答弁

にもありましたように、それぞれの道の駅さんのほうで販促活動、販売をしていただいているところでありまして、担当課において売上げ金額等はちょっと承知をしてないところがございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

ないです。

○議長（芝 照雄君）

それでは、兵頭議員、質問2、（2）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

ロッジとか、成川溪谷の件なんですけど、大分開発が進んでいるみたいなので、年寄りが最近多くなっているの、玄関まで車が入れるということはいいいんじゃないかなと思っております。

それと節安の森なんですけど、ここも今道が狭くて、今の下の道に行くのは大変じゃないかなと思いますので、高研トンネルの手前から行くスーパー林道ですか、大規模林道でしょうか、それはまだ節安まで完成されていないので、そっちのほうに力を入れて完成させていただいて、節安のふれあいの森をもうちょっとできるんじゃないかなと思いますので、そちらのほうにも力を入れてほしいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

成川についても御理解いただいとるみたいなので、よろしく願いいたします。

節安の森につきましての道路なんですけども、進入路なんですけども、今言われた林道のほう、力強く要望を続けておりまして、その予算額についても5年前と比べると倍になっておりますので、そこは御理解いただきたいと思います。

ただ、今コンサルに見せておりますのは、それまでにしっかりとした計画というものを立てておかなければいけない。道路が完成してから、さあどうするじゃなしに、今その計画を立てて、道路が開通したときには、日吉の新しい日吉地域、施設エリアの新しい魅力として発信できるような形を計画するべきだと私は思っておりまして、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

これで兵頭稔議員の質問を終わります。

次に、6番、山本博士議員の一般質問を一問一答方式で行います。

山本議員、時間はただいまから60分の予定です。

質問1について質問を行ってください。

○6番（山本博士君）

議席番号、6番、山本博士です。

先に通告しましたとおり、一般質問をいたします。

質問1、住民税非課税世帯等臨時特別給付金について。

11月4日の第6回臨時会議におきまして、程内議員より質問がありました非課税世帯給付金について、再度質問をさせていただきます。

非課税世帯に給付金をされることは、大変ありがたいことで大切なことです。反面少しの課税で対象外になられた方々の中には、大変御苦勞をされ、困窮されている方もおられます。どこかで線引きしなければならぬのかもしれませんが、少しの課税で給付金を受けられなかった方々の救済はできないものか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第1番目の住民税非課税世帯等臨時特別給付金についての御質問にお答えをいたします。

この臨時特別給付金につきましては、国の交付要綱に、その目的として、電力・ガス・食料品等の高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対しその生活を支援し、もって世帯の生活の安定に資する観点から、臨時特別の給付を実施することにより、住民税非課税世帯等に対する適切な配慮を行うと掲げられております。

支給対象者の要件といたしましては、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯と令和4年1月以降の家計急変世帯となっておりますが、この家計急変世帯と申しますのは、これまで一定の収入があり、市町村民税均等割が課税されている世帯であっても、予期せず家計が急変し、直近の収入減少により市町村民税均等割非課

税相当とみなされる場合には、その世帯を支援し、生活・暮らしを支援する観点から支給を行うものであります。

詳細につきましては、収入が減少した任意の1か月の収入から年間収入見込額を算出し、その金額が非課税相当収入限度額以下であれば、市町村民税均等割が課税されている世帯でも交付金の支給対象となるものであります。

この家計急変世帯への支給に関しましては、回覧で既に御案内しており、ホームページでも周知しております。

なお、家計急変世帯への支給につきましては、申請が必要であり、該当判断には、収入の種類や世帯の扶養人数、収入が減少し、非課税水準となった原因や、詳細の分かる必要書類等の添付の必要がございますので、町民生活課窓口で、個別具体的に御相談に応じたいと考えております。現在の該当者は5件でございます。

山本議員御質問の趣旨は、十分に御理解できますが、町といたしましては、国の定めている基準に基づき支給決定を行うことが妥当であり、今後、継続して給付金が支給されることとなった場合には、給付金ごとに基準を変動させることは、公平さを欠く要因となり得ることからも、国の基準に準拠した扱いをしたいと考えております。御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、山本博士議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、再質問はありますか。

○6番（山本博士君）

すみません。答弁の中で課税世帯も給付ができるという答弁があったと思うんですが、その課税世帯というのは、大体金額にして幾らぐらいなのか教えていただければと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

町民課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、お答えいたします。

あくまでも試算の条件設定で作成したのですが、例えば70代の夫婦2人世帯、夫が公的年金収入で200万円の収入、奥さんが公的年金収入80万円、国民年金のみといった世帯の場合に、所得控除などもそれぞれ社会保険料控除ですとか、生命保険料控除等々ありますので、一概に皆さん同じ条件とはなりません。そういった方の場合で考えたときに、非課税となるのが公的年金収入が192万8,000円以下、

そして均等割のみ課税となる場合が、公的年金収入で222万以下、そして均等割と所得割も課税される方が公的年金収入が222万1,000円以上という試算となります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、再質問はありますか。

○6番（山本博士君）

ちょっと課税の金額が分からなかったもので、その線引きなんですけど、今回非課税世帯ということで線引きをされておりますが、例えば何というんですかね。1万円、2万円の課税で給付金が受けられなかったとか、そういった多分世帯もあるんじゃないかなと思っております。

非課税世帯の中には、生活保護を受けられている方々、そういった方々以上に今回課税されなかった方々の中にはおられるということで、町単独でそういった給付金ができないものか質問をさせていただきます。

○町長（兵頭誠亀君）

町民課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

町単独でという御質問だと思いますが、鬼北町におきましては、地方創生臨時交付金の物価高騰対策として原油価格、物価高騰に直面する町内の中小法人、それから個人事業者の負担を軽減するため、中小法人、個人事業者に対する支援金の支給のほか、運輸業者に対する特別給付金の支給、またエネルギー価格、肥料等の高騰に直面する農業、畜産業者に対して特別給付金を支給し、事業継続支援を行うほか、物価等高騰に直面する住民の方々に対しては、プレミアム商品券を発売し、生活支援及び消費喚起を図る施策を講じたところであります。

少しの課税で給付金を受けられなかったという方々の救済という面では、御期待に添えない形かもしれませんが、給付金を受け取れなかった課税世帯であっても、他の企業支援、産業振興面、また生活支援といった形での支援策で、世帯の生活の安定に資するよう努めておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、再質問はありますか。

○6番（山本博士君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、山本議員、質問2について質問を行ってください。

○6番（山本博士君）

質問2、プレミアム商品券について。

プレミアム商品券には、1万円が2万円、5,000円が1万円のプレミアム商品券があります。経済を回す意味では、有効な方法かもしれませんが、果たして本当に苦しんでおられる方々の補助になっているのか、私は疑問に思っています。

大切な税金ですから、経済を回すためにもプレミアム商品券がよいのかもしれませんが、本当に苦しんでおられる方は、そのプレミアム商品券も購入できない方々もおられます。

例えば5人家族で5万で10万円のプレミアム商品券が購入できますが、2万円分は購入できたけれども、3万円分は余裕がなくて購入できなかった、そういった方もおられます。

また、今回もプレミアム商品券販売準備業務委託料として514万7,000円の予算がかかっています。補助金は、本当に困っている方、苦しんでいる方々を助けるものであると私は思っています。

町長としてどう思われているのか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第2番目のプレミアム商品券についての御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、鬼北町では、今年度、1人当たり最大2万円分を1万円で購入いただくプレミアム商品券販売事業を、7月から9月までの期間において実施したほか、現在第2弾といたしまして、1万円分を5,000円でお買い求めできるプレミアム商品券販売事業を、12月から来年1月までの期間において実施をしているところであります。

これまで実施してきたもの、また、現在実施中の商品券販売事業につきましては、国の交付金である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、また、愛媛県の消費活性化支援事業費補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波が繰り返される中、落ち込んでいる消費を下支えし、町内経済の活性化を主な目的としているところではあります。販売単価を1セット5,000円とし、世帯分の一

括購入が困難な場合は、期間内であれば分割で何度でも購入いただけるなど、物価高騰の影響による家計負担の軽減、生活支援にも配慮した内容としたところであります。

期間内において家族分全てを購入、また、期間内での利用が困難なケースも想定されますが、7月から9月の期間において実施しましたプレミアム商品券につきましては、購入率が90%以上と、多くの方にお買い求めいただき、本来の目的である地域経済の活性化、消費喚起を促す策として、今回のプレミアム商品券販売事業は、有効な手段、事業であると考えているところであります。

議員御指摘の本当に苦しんでおられる方々へ補助となっているのかなど、生活弱者の方々の救済、支援に直接つながる性質の事業とは異なりますが、物価高騰の影響を受ける町民の皆様への生活支援対策事業の1つとも捉えているところであり、今後も実情に応じた支援策を検討するとともに、地域住民の皆様のご生活の安定を図る策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、山本博士議員の第2番目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問2について再質問はありますか。

○6番（山本博士君）

町長言われるように、経済を回す意味では、本当に有効な方法だと私も思っております。ただ、苦しんでおられる方々を助けるのであれば、やはり現金給付が平等に行き渡り、販売準備業務委託料も給付金に回して使われるのではないかと考えています。現金給付に関して町長はどう思われているのか伺います。

また、今回のプレミアム券に関して、プレミアム券の購入期日と使用期限が一緒になっていると思いますが、その使用期限を延ばすわけにはいかないのか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

今の御質問の前段について、私のほうから、後段については、企画振興課長が答弁をいたします。

本当に困っている方という表現の仕方を議員さんされまして、それについて私も考えると、もちろんあるわけでありまして、この事業を展開する少し前に、先ほど出ておりました国の非課税世帯の給付金の話が噂が飛んでおりまして、実際に1回目の1万円を2万円にするとき、また一昨年にやりましたときも、実際に困っている人がその1万円を出せれんよという話を私も伺っておりまして、それが頭に引っかかっておりまして、ただ、今回はこれをすると同時に、先ほど90%以上と申し上げましたけれども、ただ、1万円の部分、5,000円を1万円にする部分とし

て5,000円を出すのかという方の中には、実際にはフジには行くけども、商工会で買えるものはないという現実の話もあったわけです。それを何とか景気回復になりたいというふうな思いがあるとするならば、先ほど申し上げました住民税の非課税世帯のほうには、1人、1万円が出ると。90%の中の残りの10%の中には、そういう方がいらっしゃるとするならば、その方が非課税世帯とするならば、その方にはこの非課税世帯の給付金が出るという、できたら、どうしても苦しい方について、国のほうからの支出金も今回出ることの結果的になったわけですよ。全体として90%の方にはプレミアム商品券で、非課税世帯として苦しい方と言われる方が買えない部分について、今回実質的に国からの給付金も出るということになっておるわけでありまして、そこについても御理解いただけないでしょうか。

以上でございます。

○企画振興課長（小川秀樹君）

現在実施をしておりますプレミアム商品券の使用期限を延ばすことはできないのかというような御質問だったと思いますが、現在の使用期限というのは、来年の1月末までと設定をさせていただいているところでございます。こちらの財源は、愛媛県の補助金を活用させていただいております。愛媛県のほうに3月中に精算して実績のほうを報告しないといけないということで、使用期限は1月末までとさせていただき、事業者さんが換金をしていただく期間を2月の下旬ぐらいまで設定をさせていただいておりますので、そこから整理をして精算をするということを考えますと、使用期限のほうは、ちょっと1月末でぎりぎりなのかなということを勘案しまして、今回の1月31日までと設定をさせていただきましたので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、再質問はありますか。

○6番（山本博士君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2については、終了いたします。

それでは、山本議員、質問3について質問を行ってください。

○6番（山本博士君）

質問3、インボイス制度について。

インボイス、聞き慣れない言葉が急浮上し、2023年10月1日より導入される

と新聞に掲載されていました。

年間売上高が1,000万円以下の企業や個人事業主など、消費税を納める義務のない免税事業者には、実質的に負担が増えます。

次のことについて伺います。

(1) インボイス制度の導入に当たり、町の行財政にどのように影響するのかについて伺います。

(2) 三角ぼうしなど、道の駅、農協や市場に出荷されている方々、及び免税事業者の方々に対して、インボイス制度の導入に当たり、どのように対応される予定か伺います。

(3) 個人で現在頑張っておられる担い手の方、認定農業者の方々は、少しでも収益を増やそうと苦勞して販路を開拓し頑張っておられますが、コロナ禍の中、売上げも落ち、大変な時期に大変な負担増となる。町として支援や対応策を考えていないか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第3番目のインボイス制度についての御質問にお答えします。

まず、インボイス制度導入の背景と制度の概要について御説明をいたします。

消費税におけるインボイス制度の導入について、国は、平成28年度税制改正大綱に、消費税の軽減税率制度を導入する。あわせて、複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度を導入するとしております。

それまでの間については、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずるとしております。

現行消費税制度において、仕入税額控除を行うためには、課税仕入等の事実を納税者自身が記載した帳簿の保存に加え、取引の相手方が発行した請求書等の取引の事実を証する書類の保存が必要とされており、このような請求書等保存方式は、単一税率の下では適切な仕入税額に特段の支障がないが、将来、複数税率が採用される場合には、適正かつ円滑な施行に資する観点から、免税事業者からの仕入税額控除を排除し、税額を明記した請求書等の保存を求めるインボイス方式を採用する必要があるとのことから、インボイス制度が導入されることとなったものであります。

インボイスは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、具体的には、現行の区分記載請求書に、登録番号、適用税率及び消費税額等の記載が追加された書類データを言います。

インボイス制度におきましては、事業者が発行する請求書等がインボイスでなければ、買手である課税事業者は仕入税額控除を受けることができなくなり、負担する消費税額が増えることとなるため、地方公共団体においても、インボイス発行事業者としての登録申請を行い、インボイスを買手である事業者に交付するよう求められているところであります。

この登録については、地方公共団体では、一般会計及び特別会計ごとに行う必要がありますが、一般会計では、消費税法上、売上げと仕入れの消費税額を同額とみなすこととされ、消費税の申告義務が免除されており、インボイス対応後におきましても同様の取扱いとなるため、インボイス登録事業者となっても消費税の納付の必要はありません。

一方、現時点で免税事業者である特別会計については、インボイス登録事業者になれば、課税事業者となるため、新たに消費税の申告義務が生じ、支払いをしなくてはなりません。当町の場合ですと、用品調達特別会計は、みなし一般会計扱いとなり、登録の必要はなく、一般会計の登録番号を記載したインボイスを発行したので構いませんし、残りの国民健康保険、診療所、介護保険、後期高齢の特別会計につきましては、事業者への課税売上げが見込まれないため、今のところ登録申請を行う予定はございません。

また、来年度に特別会計から公営企業会計に移行する下水道事業を含め、水道事業、病院事業の公営企業会計につきましては、現時点で既に消費税の申告を行っておりますが、事業者への課税売上げが見込まれるため、インボイスを発行する必要があり、システム改修等の経費が発生するものと考えております。

次に、2点目の三角ぼうしなどの道の駅、農協や市場に出荷されている方々、及び免税事業者の方々に対して、インボイス制度導入に当たり、どのような対応をされる予定かとの御質問であります。まず、農協や市場に出されている方々は、インボイス制度の農協特例と卸売市場特例により、インボイスの交付義務が免除されると聞いております。また、森の三角ぼうしと日吉夢産地につきましては、インボイスに対応できるようにシステム改修を行い、直販部会員の方々などが出荷した商品のインボイスをお客様に交付できるような対応を検討しているとの報告を受けております。

免税事業者の方々に対しては、まず、インボイス発行事業者の登録を受けることを

検討してほしいとの国税庁からのお知らせもありますが、最終的には、事業者の方の任意となっております。事業者の方が、免税事業者を選択された場合でも、三角ぼうしなどの道の駅での販売が、今までどおり行えるような対応を町内2か所の道の駅には指導してまいりたいと考えております。

次に、3点目の個人で現在頑張っておられる担い手の方、認定農業者の方々に対して大変な負担増となるが、町として支援や対応策を考えていないかとの御質問であります。町といたしましては、まずは、担い手の方、認定農業者の方々に、インボイス制度についての理解を深めていただくことが最も重要であると考え、鬼北農業指導班にも御協力をいただいて、税理士の方をお呼びしてセミナーを開催したところであります。

はじめに御説明したとおり、インボイス制度は、国の消費税に係る制度の導入であり、担い手の方や、認定農業者の方々だけでなく、農林業以外でも町内で個人事業主として頑張っておられる全ての事業者の方々に、大変な負担増を課す可能性もあるということがございますので、担い手の方、認定農業者の方々だけを支援するという考えには、現在のところは至っておりません。

以上で、山本博士議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問3、（1）について再質問はありますか。

○6番（山本博士君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問3、（2）について再質問はありますか。

○6番（山本博士君）

道の駅などに出している方のインボイスは、多分しなくていいのかなと今ちょっと判断したんですが、道の駅やシルバー人材センターなどもあるんですが、高齢者の取引が多分多いんだと思います。その高齢者の方々がインボイスをしてくれというふうに言われたときに、対応ができるのか、また、消費税を取られることにより生産意欲を失い、道の駅なんかは存続自体危ぶまれるんじゃないかと心配をしておるんですが、その辺どうお考えか伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長のほうが答弁をいたします。

○農林課長（松本秀治君）

先ほどの答弁のほうでも申し上げたんですが、インボイスにつきましては、これ個人の判断でされるかどうかというのは決まっています。道の駅につきましても、これは個人の判断で大半の方は免税事業者になるんじゃないかなというふうには予測しておりますが、あくまでも町のほうからどっちかにしてくださいというようなことは考えてはおりません。

あと生産意欲の問題につきましても、農家さんが出荷したものを販売するに当たりまして、免税事業者さん、また課税事業者さんにおきましても、通常どおり、今までどおりの販売をできるようなシステムにしたいというふうに考えておりますので、個人的に消費税云々ということで負担はありますが、町として道の駅に対して免税事業者さん、課税事業者さんを分けるようなことはせず、両方を通常どおり、今までどおり販売できるような形で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、再質問はありますか。

○6番（山本博士君）

さっき農協や市場に出され、出荷されている方々は、インボイスに申請しなくてもよいというふうなことだったと思うんですが、なぜ、三角ぼうし、まあ三角ぼうしもしなくていいということにはなるんだと思うんですが、今の状態だと、ほかの道の駅なんかは出してくれというふうなことも言っているみたいなんですが、農協や市場に関してインボイスを申請しなくていい、よいというのは、どういうことか伺いたい。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長（松本秀治君）

この農協とか、市場については、国のインボイス制度の中で特例ということで認められたというふうに聞いております。これにつきましては、国のほうの消費税に係ることですので、なぜそうなったかということは、私のほうから回答はできないんですけど、いろんな市場、農協、いろんなそういったところの政府に対していろんな要望とかもあったのかもしれませんが、その細かい中身については分かりませんが、

市場とか、農協は、多くの方が一遍に出されて、そこまで処理できないだろうということで、インボイス制度はもう適用しないというふうに聞いております。

あと三角ぼうしのほうは、インボイスは要らないんじゃないかということですが、特例上は市場とか、農協はありますけど、こういった道の駅関係はそういった特例になっておりませんので、あくまでもインボイスをしなくていいというものではなくて、課税事業者さんについては、そういったインボイスを課税事業者として登録していただくという形になろうかと思えます。

あと道の駅の考え方としまして、あくまでも農家さんの商品を預かって委託を受けて販売して、それに対して手数料15%、20%、手数料に対して消費税がかかるものだと、インボイスがかかるというようなことになろうかと思っておりますので、基本的には農家さんが自分で三角ぼうしなり、夢産地に物を置いて売った、それに対してのインボイスという関係になろうかと思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、よろしいですか。

○6番（山本博士君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、質問3、（3）について再質問はありますか。

○6番（山本博士君）

私はこのインボイス制度は、弱いものいじめの増税であると思っております。国のすることですから、町長に質問するのは、筋違いになるんじゃないかなということで、ちょっとちゅうちょはしておったんですが、この中山間地域の第一次産業で頑張っておられる方々、また免税事業者の方々のために、少しでも声が届ければと質問をした次第なんですが、免税事業者がこのインボイス制度を取り入れれば、町長説明されたとおり、消費税を納めるだけではなく、どの品目に何%の税率が適用され、税額は幾らなのか、正確に伝える書類とか、データが必要となってくるんですが、大変な事務負担が倍増してしまいます。そのために、そういった会計ソフトなどがあれば、そういった補助も考えられるか町長のお考えを伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

全体像が私も全部は把握してないんですけども、私の危惧しているところだけ、先ほどのお話なんですけども、やはりJAさんとか、市場のほうに出す分というのは、例えばうちの米と隣の米が一緒になってしまって、その出品をする者の名前がしっかりと分からないということが、多分インボイスからは外れてしまうんだろうな。それは私でも分かるんですけども、逆に、道の駅のほうは、出荷した人の名前がしっかりと分かる、それを明示する。逆にそれが今までの売りやったんですけども、それが今回のインボイス制度では、あだになってくるといいますか、それがインボイスに引っかかるということだと思っておりますよ。

このまま、この間も新聞に少し経過措置があるよという話が出ておりましたけども、1,000万以下の方で、それからインボイス制度に登録せん場合に、三角ぼうしは登録しておく、夢産地は登録しておく、個人の方が買われた場合には、もうそこで終了ですので構わんですけども、個人の方以外に業者の方が、束で10個ぐらい買った場合には、その方は登録していない、どこから買ったかということを明記せないけんわけですから、インボイスの登録をしてない野菜からは買えないわけです。そうなってくると、道の駅さんが、これは売れないから直販部会のほうでこれは悩みとして出てきますよねという話にならざるを得ないかなと、そこを何とかせないかなといえますか、課題としては私は思っています。

インボイス制度をどのように考えるかというのは、それぞれ考えはあると思うんですけども、ただ、農家として、なりわいとしてやられとる以外に、生きがいで主としてやっていただいとる部分を、そこまでもそごようなものは、したくないんだというのが基本的な考え方です。そこだけは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、再質問はありますか。

○6番（山本博士君）

町長が言われたとおりだとは思いますが、僕も考えよったんですが、農協に出す、市場に出す人は、自分で値段がつけられない。ただ、三角ぼうしに対しては、自分で値段がつけられるということで、その辺もあるのかなというふうに判断はしておるんですが、先ほどの質問で、そういった会計ソフトの補助とか、何かそういったことは考えられないのか、その答弁がされてないのでいま一度お願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長（松本秀治君）

会計ソフトなんですけど、農家さんだけということには、多分ならないと思いますので、もしするとするんであれば、関わる人全員になろうかと思しますので、今ここで補助をどうにかできるかというような形、答弁は避けたいんですけど、できるだけ農林課長としては農家だけでもやっときたいという気持ちはありますけど、できるだけ前向きな方向で検討したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、再質問はありますか。

○6番（山本博士君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

それでは、これで山本博士議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をします。

再開を午後1時とします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、福原良夫議員の一般質問を一問一答方式で行います。

福原議員、時間はただいまから60分の予定です。

質問1について質問を行ってください。

○8番（福原良夫君）

議席番号8番、福原良夫です。

通告どおり、3問、質問を行います。

1問、ヤングケアラーについて行います。

ヤングケアラーについて愛媛県が調査したところによると、「世話をしている家族がいる」と答えた中学生は1,000人余りで、このうち約13%がヤングケアラー

の自覚があることが分かったそうです。

そのうちで、中学生が13.3%、全日制高校生が16%、定時制・通信制の高校生は38.5%でした。いずれの年代も「自由に使える時間が欲しい」という回答が特に高かったということです。

そこで、鬼北町でヤングケアラーの実態について下記のことについて問う。

(1) ヤングケアラーの調査をしたことはあるか。

(2) あればどのような支援をしているのかを問います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、福原良夫議員の第1番目のヤングケアラーについての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のヤングケアラーの調査はしたことがあるかとの御質問であります。議員御承知のとおり、愛媛県におきましては、令和4年7月5日から20日までの16日間、県内の公立小学校の5、6年生、公立中学校及び県立学校の児童生徒を対象に、各学校内において、1人1台端末を使用して調査専用サイトで回答する方法により、調査が実施されたところでありますが、鬼北町独自のヤングケアラーの調査は、実施しておりません。

次に、2点目のあればどのような支援をしているかとの御質問であります。議員御承知のとおり、子どもが家族のケアやお手伝いをする事自体は、本来は立派なことではあります。年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題がございます。

しかしながら、ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族に自覚がないことなどから、支援が必要であっても表面化しにくく、早期発見や支援につながりにくいといった構造となっています。

町といたしましては、子どもの健やかな育ちを支えていくため、関係部局が協議・連携して支援を行っております。

不登校の児童・生徒や、メンタル相談等で精神的に支援が必要なケースなどには、保健師が、家庭訪問等で信頼関係を構築しながら、必要な支援をケース会議等において検討し、ヤングケアラーを疑う事案が発生した場合には、側面的にサービスを提供するとともに、本人から訴え等があった場合には、児童相談所と連携して保護する場合があります。

今後におきましても、家庭における家族の世話の状況や、生活上の悩み、支援ニーズ等を把握し、ヤングケアラーの早期発見と支援に努めてまいりたいと考えております。

以上で、福原良夫議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○8番（福原良夫君）

1番も2番も関連しておりますから、一括して一つで聞きたいと思います。

今、ヤングケアラーないという答弁でしたけども、なかなかこれ、難しい問題とは思いますが。本人が自覚していない、たしか町長、言われましたですけども、この中で、隣近所の人、民生委員の人等々が、もしそういう相談があるとか、学校で把握しとるとか、そういうのもなければ一番いいんですけども、もしあった場合には、介護の人のような支援ができるのかどうかお伺いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

この後、保健介護課長が答弁いたしますけども、ヤングケアラーの調査を実施していないということで、ヤングケアラーの該当者がゼロというわけではございませんので、御理解いただきたいと思っております。

それでは、保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

ただいまの御質問でございますけど、もしそういったケースが生じた場合には、ケース会議というものを開きます。このケース会議というのは、問題を抱えている児童生徒等の個々の事案に対しまして、関係機関、保健介護課の保健師とか、担当窓口である町民生活課の児童福祉係、そして教育課、学校、時には警察、そしてまた、時には南予子ども女性支援センター等が連携をいたしまして解決できるよう協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、そういった関係機関等が情報共有、協議する場として、ケース会議というものを定期的で開催し、その人、生徒、子どもが抱える問題を少しでも早期に解決できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、しかし非常に先ほども答弁がありましたように、デリケートな問題でございまして、一気に解決するというものでもないと思っております。そういった観点から、定期

的に家庭訪問等も実施いたしまして、少しでも緩和、一日でも早く解決できるように努めてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、再質問はありますか。

○8番（福原良夫君）

ないです。

○議長（芝 照雄君）

それでは、福原議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○8番（福原良夫君）

ありません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1については、終了します。

それでは、続きまして、質問2について質問を行ってください。

○8番（福原良夫君）

質問2、生理用品の無償配布について伺います。

新型コロナウイルス拡大で、生活に不安を抱える女性を支援する取組が全国各地で行われている。松山市でも、市役所、公民館等で受け取ることができるそうです。鬼北町は、こういった取組をしているのかについて伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、福原良夫議員の第2番目の生理用品の無償配布についての御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波が繰り返される中、生活に不安を抱える女性を支援するため、鬼北町におきましても、愛媛県を通じて県内企業3社より御提供をいただきました生理用品について、昨年6月から無償配布を行っております。

配布につきましては、女性のプライバシー等に配慮し、個人情報等を求めることなく、役場本庁の福祉窓口、保健センター、日吉支所窓口において配布しているほか、小学校や中学校の保健室等でも配布を行っているところであります。

以上で、福原良夫議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、質問2について再質問はありますか。

○8番（福原良夫君）

今配布をしておるということで大変いいと思いますけども、松山市のデータなんですけども、生理用品提供用カードというのがあるらしいです。これを持っていったら公民館、役場、市役所等でもらえるんです。鬼北町もそういう体制を取ってますか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの質問ですが、松山市と同様に引換券カードを持ってきていただいて、交換というか、配布をさせていただくと。その引換券カードにつきましては、配布窓口とさせていただいております施設の女性用のトイレとかに置かせていただいて、プライバシーに配慮した形で、カード自体もそういった形で配布をさせていただいております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、再質問はありますか。

○8番（福原良夫君）

これは女性用ではないんですけども、男性用トイレにサニタリーボックスというものが置かれとるところもあると思いますが、鬼北町は置かれていますか。

○町長（兵頭誠亀君）

ただいまの質問については、事前の通告の分にはなかったものですから、調査しておりません。申し訳ございません。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

ちょっと申告漏れでしたけども、関連しとると思って聞いたんですけども、男性用トイレにもそういうものを置いたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、また後日、検討していただけたらと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2については、これで終了します。

では、福原議員、質問3について質問を行ってください。

○8番（福原良夫君）

質問3、出産・子育て応援について伺います。

鬼北町でも多くの出産・子育て支援が行われている中で、総合経済対策について保健介護課長、町民生活課長から回答をいただきました。

そのうちで、入っていないと思われるのがあると思いますので、下記のことについて伺います。

(1) チャイルドシートを購入した方に購入費の補助はできないか。

(2) 出生時に1人につき5万円とあるが、何か月前に交付はできないのか。

(3) 政府は、妊娠・出産した女性を支援する出産準備金を、2023年1月から支給する方針を明らかにしました。予算が成立した場合、どのような支給方法を考えているのか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、福原良夫議員の第3番目の出産・子育て応援についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のチャイルドシートを購入した方に購入費の補助はできないかとの御質問についてであります。保育所統廃合に合わせた新たな子育て支援策として、令和5年度から、チャイルドシートの購入補助を実施するよう検討を行っております。

補助対象要件といたしましては、鬼北町に住所を有し、6歳児未満の乳幼児を養育していること、また、国土交通省の定める安全基準に適合するチャイルドシートを購入した場合とし、現在のところ、乳幼児1人につき1台、補助率3分の2、補助限度額を2万円とする方向で検討を進めております。

次に、2点目の出生時に、1人につき5万円とあるが、何か月前には交付できないかとの御質問についてですが、現在、鬼北町では、すくすく鬼北っ子応援給付金として、出生時に5万円、小学校就学時に5万円を給付する事業を実施しております。このすくすく鬼北っ子応援給付金につきましては、出生の日まで継続して当町に6か月以上居住し、出生後も引き続き町内に居住すると認められる者が給付対象となっており、当町で子どもを出産し、育てていただく次世代を担う若者への支援を行うことを目的としております。

支給の基準は、出生の時点で、居住期間や今後の定住に関して判断いたしますので、

出産前の交付につきましては、現時点では考えておりません。

次に、3点目の政府は、妊娠・出産した女性を支援する出産準備金を、2023年1月から支給する方針を明らかにしたが、予算が成立した場合、どのような支給方法にするのかとの御質問であります。近年、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となっている中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない状況であり、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題であります。

このような中で、地方自治体が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より、妊婦や特にゼロ歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や、継続的な情報発信等を行うことを通じて、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や、子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業を支援する出産・子育て応援交付金が創設されたところであります。

経済的支援につきましては、令和4年4月以降に出産された方を対象にして、妊娠届出時に、妊婦1人当たり、出産応援ギフト5万円相当と、出生届出後に、新生児1人当たり、子育て応援ギフト5万円相当を、それぞれ面談・アンケート等を実施した上で支給するもので、いずれも所得制限等の制限はございません。

また、出産・子育て応援ギフトの支給方法は、子育て支援サービスの利用負担軽減につながる観点から、自治体の判断・創意工夫により、産後ケア、一時預かり、家事・育児支援サービス等の利用料助成・利用料減免や出産・育児関連用品等の商品券、いわゆるクーポンの支給、妊婦健診の交通費やベビー用品の購入・レンタル費用等の助成など、幅広い支給方法を選択することが可能となっています。

年度内に給付を開始する必要があるため、鬼北町においては、出産準備金などの現金給付を予定いたしております。

しかしながら、今般の取組は、令和5年度以降も継続的に実施していくものであることから、経済的支援の趣旨を踏まえて、電子クーポン等の電子的な方法の活用や、県による広域的な連携など、効率的な実施方法も今後検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

議員御承知のとおり、国においては、出産・子育て応援交付金を計上した補正予算が、12月2日に、成立したところであります。町におきましては、今後、県の動向を踏まえて、補正予算に計上し、できるだけ早く、対象となる方に支給したいと考

えております。

以上で、福原良夫議員の第3番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、質問3、（1）について再質問はありますか。

○8番（福原良夫君）

チャイルドシートの補助金、出とるということですが、これ新しいのを買えばそうなのですが、もし友達等々に譲ってもらった、ただならいいでしょうけども、何ぼかということになると、こういう補助金は受けられないんですかね。

○町長（兵頭誠亀君）

はい、もちろん、そうでございます。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

はい、分かりました。

○議長（芝 照雄君）

じゃ質問3、（2）について再質問はありますか。

○8番（福原良夫君）

確かに出生時に届出で5万円、これは分かるんですけども、確かにいろいろとお金が必要だと思います。確かに5か月、6か月、鬼北町におられて、それから支給、当然とは思いますが、どこに行っても、これ、もし鬼北町からほかへ行ったらほかではもらえないわけですから、そういう点は何か月前に出したほうが、本人はいいとは思いますが、あと考えるつもりはないですか。

○町長（兵頭誠亀君）

どこかに基準は必要なんだろうかなと思うわけでありまして、町としましては、先ほど答弁いたしましたように、長く鬼北町において生活していただく方に支給をするというのを一番初めの目的にはしとるわけです。

ただ、議員御指摘の出生前の妊娠された方が、経費がかかっておるという状況は把握しておりますので、現在それ以外の考え方として何か手だてできないかということは検討しております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、よろしいですか。

○ 8 番（福原良夫君）

はい。

○ 議長（芝 照雄君）

福原議員、質問 3、（3）について再質問はありますか。

○ 8 番（福原良夫君）

いろいろと支援金とかはされておると思います。ちょっと前後するんですけども、交付金、大体みんな取られていると思うんですけども、100%取られておるのかおらんのか、交付しておるのかおらんのか、そこだけ伺います。

○ 議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○ 町長（兵頭誠亀君）

すくすく応援給付金については、100%でございます。

○ 議長（芝 照雄君）

福原議員、よろしいですか。

○ 8 番（福原良夫君）

はい。

○ 議長（芝 照雄君）

これで福原議員の質問は終わります。

以上で一般質問は終わります。

次に、日程第 6、議案第 69 号、鬼北町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○ 町長（兵頭誠亀君）

日程第 6、議案第 69 号、鬼北町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

地方公務員の定年の引上げに伴い、定年退職後の人生設計のための準備や地域貢献活動等への従事を想定し、定年退職前に先行的休業を取得できる環境を整備するため、地方公務員法第 26 条の 3 の規定に基づき、条例を制定するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○ 総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第69号、鬼北町条例第17号、鬼北町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書2ページになります。

この条例は、定年退職後の人生設計のための準備、あるいは地域貢献活動等への従事を想定し、定年退職前に先行的に休業を取得できる環境を整備するため、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、高齢期職員の部分休業に関し必要な事項を定めるものであります。

第1条につきましては、この条例の趣旨を規定するものであります。

第2条につきましては、第1項において、部分休業をすることができる時間数等について規定し、通常勤務時間の2分の1を超えない範囲としております。

第2項では、職員の部分休業の取得を開始することができる年齢を55歳と規定しております。

次に、第3条につきましては、部分休業をした期間は、その時間に応じて給与額を減額することを規定しております。

4条につきましては、部分休業の承認の取消し、または休業時間の短縮をすることができる場合について規定をしております。

第5条につきましては、部分休業の延長を承認することができる場合について規定をしております。

次に、附則ですが、第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

第2項、単純な労務に雇用される職員、いわゆる単労職について、部分休業をした時間について給与を減額することを規定しております。

議案書3ページに移りまして、附則の第3項につきましては、公営企業会計の職員につきましても、部分休業をした時間について給与を減額することを規定しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第69号、鬼北町職員高齢者部分休業に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第7、議案第70号及び日程第8、議案第71号までの2件については、関連議案であるため、一括議題として提案理由の説明後、議案ごとに質疑・討論の上、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

日程第7、議案第70号及び日程第8、議案第71号までの2件については、関連議案であるため、一括議題とし、提案理由の説明後、議案ごとに質疑・討論の上、採決することに決定いたしました。

日程第7、議案第70号、鬼北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第71号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

以上2件を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第7、議案第70号、鬼北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、及び日程第8、議案第71号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、一括して提案理由の説明をいたします。

地方公務員の定年の引上げ、及びこれに伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第70号と第71号について御説明いたします。

ともに職員の定年引上げに係る条例改正でありまして、同一の理由による改正でございますので、併せて御説明をいたします。

別途、お配りをしております定年引上げに係る条例改正説明資料というA4の資料がありますので、そちらに沿って御説明いたします。

資料のほうをご覧ください。

まず、1ページでございます。

条例の概要につきまして、地方公務員法が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、定年年齢を令和5年度から2年に1歳ずつ、65歳まで引き上げるとともに、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制を導入することとなるため、必要な条例の一部を改正するものであります。

2番、3番に、改正、廃止する条例を表にまとめております。

(1)が議案第70号、(2)が第71号となります。

(2)第71号につきましては、関係条例11件について条例改正を行う整備条例となります。

4番になりますが、条例の施行日は、令和5年4月1日となっております。

資料2ページをお開きください。

定年引上げの概要について御説明いたします。

今回定年を引き上げるのは、医師以外の職員で、現行制度で60歳のものを65歳に引き上げます。引上げは一気に上げるのではなく、2年に1歳ずつ段階的に引き上げることになります。そこへ表を載せておりますが、現行60歳である者を、令和5年度・6年度には61歳へ、7年度・8年度には62歳へ、最終的に令和13年4月から、13年度からは65歳、これが完成形という形になります。

次に、定年引上げに伴って行われる措置であります。1番といたしまして、役職定年制の導入、これにつきましては、管理監督職、いわゆる管理職手当が支給されている者は、60歳でその管理監督職から後任することになります。

2番といたしまして、定年前再任用短時間勤務制の導入、60歳に達しました日以

降、定年前に退職した職員は、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができることになります。65歳定年になった人であれば、60歳誕生日が来て、その後、65歳までの間は短時間の勤務を選ぶことができると。短時間勤務といいますのは、週31時間、日数にしますと4日以内ということになります。もし5日、働くのであれば、正規職員で残れば5日で働けるし、4日未満であれば短時間勤務になるということになります。

次に、3番、情報提供、意思確認制度の新設。職員が60歳に達する前年度に60歳以降の任用や給与等の情報提供を行い、意思確認をすることになります。

定年引上げにつきましては、会計年度任用職員など任期を定めて任用しておる職員には、適用されません。

次に、資料3ページをご覧ください。

定年引上げ後、60歳に達した職員の職の選択について、フロー図としております。

表の上半分が、いわゆる管理職、管理監督職、鬼北町で言いますと、課長級及び課長補佐級の職員になります。下が、非管理職となっております。管理職の場合で言いますと、退職しない場合、管理監督職から非管理監督職へ降任となります。給料につきましては、60歳時点の7割の水準まで下がることになります。

退職金については、最終的に退職するときに支給されるということになります。

60歳になった時点で、その下の退職するということですので、一旦退職して、その後の選択として短時間勤務職員の職として在籍することができます。

この短時間勤務の制度は、任期が定年までということになっておりますので、いわゆる会計年度職員は1年ごとの任期となって更新しておるわけですが、定年まで続けてこの短時間勤務で働くことができるということになります。

この場合の給与につきましては、現行の給与表で再任用職員という号給があるわけなんです、そこと同様の給料ということになります。

下段は、非管理職ということになるわけなんです、退職しない場合は、そのまま引き続き今の職として在職すると、職給はそのままになります。ただし、給料は同じく、60歳時点の7割となります。退職金は退職時に支給されるということになります。

退職する場合、管理職と同じになりますが、定年前再任用短時間勤務として在籍することができる。任期は定年までということで、退職金につきましては、一旦退職しますので、そのときに支給されるということになります。

次、資料4ページをご覧ください。

先ほど2年に1歳ずつ引き上がるというふうに申し上げたわけですが、この表につきましては、生年月日によってそれぞれ定年年齢が変わりますので、それを図にしております。

表の一番上の行につきましては、年度を載せております。その2行目が定年の年齢を載せております。

昭和37年4月2日から昭和38年4月1日生まれの方、今現在4年度で60歳になられた方については、次の3月で退職をされるということになります。これが今の現行制度ということになるんですが、その次の昭和38年4月2日から昭和39年4月1日生まれの方、今現在59歳の方は来年60になるんですが、定年がそこで1個延びます。61歳になりますので、来年退職ではなく、その次の年が定年ということになるんですが、60歳を迎えた時点で、その後、どうするのか。正規職員として残るのか、短時間勤務として残るのかを選べるという形になります。

その後、1歳ずつ下に下がっていく表というふうになっております。最終的には、65歳が定年となります。

次に、5ページをご覧ください。

定年引き上げ後の役職及び職務の級についてですけれども、先ほど役職定年制という話を申し上げたんですが、管理監督職、現在の課長級、課長補佐級、6級、5級におるわけですが、こちらが係長級4級になります。60歳過ぎた翌年、翌年度から4級の係長級の職になるということでもあります。

管理職以外の者につきましては、そのときの最終の職を引き継いで移っていくという形になります。

次に、6ページにつきましては、役職定年にならない場合という特例を載せております。これにつきましては、高度な知識があるとか、経験を必要とする職種など、代わりがないと、特殊な事由がある場合であります。現時点でこの適用について想定する職はございません。

次、7ページですけれども、新たに導入します定年前再任用短時間勤務のイメージになります。

65歳まで定年が延びた人でありますと、そのまま65歳まで正職として働くというのが一番上の矢印のところであります。

その次、2番目の矢印は、60歳で一旦退職をして、退職金をもらった上で、定年前再任用短時間勤務を65歳まで続けるというパターンであります。

その次、3、三つ目が、定年は65歳なんですけれども、63で一旦退職をして、

ここで退職金をもらって、あとを65歳まで短時間勤務をすると。

四つ目は、一旦60歳で退職をした上で、1年間、仕事をせずにおって、61歳から短時間勤務として働いて64歳で辞めるというパターンを載せております。

最後、バツがついたものが二つありますが、一つ目は、一旦退職をして、さらに短時間勤務も一回辞めてしまえば、正職に戻ることはできないというものであります。

それから、一番最後の下のバツがついている分ですが、60歳になる前に退職をしてしまうと、この短時間勤務の職員としての働くことはできないということになります。

続いて、最後8ページですけれども、60歳に達した常勤職員の給料について御説明をいたします。

先ほどもちらっと申しましたが、60歳に達した常勤職員の給料月額は、3月末時点の給料月額の70%になります。

(2)支給される手当についてですけれども、60歳前の諸手当と同様となりますが、期末勤勉手当については、7割となった給料の月額が基準として算定されることとなります。昇給につきましては、現行の昇給制度により昇給する。4級に下がった上でそこで昇給するということとなります。

以上で議案第70号及び第71号についての御説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから日程第7、議案第70号、鬼北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（山本博士君）

2点ほど確認なんですけど、60歳になったときに退職するというふうに言われる方も出てくるのではないかなと思うんですけど、その辺は退職できるのか。それと、もう1点、こういうふうが一番心配しているのは、定年年齢制が延びることによって若い方の雇用が少なくなってくるのではないかなということをお心配しとるんですけど、その辺どうでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

まず1点目、60歳で退職できるのかということなんですが、60歳になる前の時点で情報提供をして、意思の確認をして、60歳でももちろん本人が辞めたければ辞めることはできますし、短時間を選ぶこともできますし、延びた期間、正職としてフルで働くこともできるという形になります。

それから、2点目、若い人の雇用についてですけれども、この制度、65まで最終的に延びるわけですが、これを一遍に65歳まで上げてしまうと、当然5年間の退職者がなくなるので、採用がなくなってしまう。あるいは毎年1歳ずつ上げても同じような状況になるんですが、今59歳の方が来年60になるんですが、1個定年が延びて61になると退職できない。次の年62まで定年が延びると、本人61になって、ずっといつまでたっても追いつかないということになるので、今回2年に1歳ずつ上げることによって、2年に1クラスといいますか、1歳分退職者が出てくるという。ただ、本人がもちろん全員が定年延長して働きたいといった場合は、採用がなかなか難しくなることも考えられますが、そこは事前に情報提供して、本人に意思の確認を取ってから採用計画を立てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了解ですか。

○6番（山本博士君）

やはり若い方の雇用というのは、大事ですので、例年どおりとはいかないかもしれませんが、若い方の雇用というものをお願いしたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁は要りませんか。

○町長（兵頭誠亀君）

山本議員さんが危惧をされるところ、私も十分承知をしております。制度の中でできる限り若いスタッフが活躍できる場というものを提供せないかんということについては、同じ気持ちですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、了承ですか。

○6番（山本博士君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

○9番（程内 覺君）

短時間勤務を選択した場合、副業は可能なのかお尋ねします。

○町長（兵頭誠亀君）

休憩をお願いします。

○議長（芝 照雄君）

しばらく休憩します。

再開を1時55分とします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時55分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

定年前再任用短時間勤務制の場合に副業ができるかという御質問であったかと思いますが、現在の職員と同じ、地方公務員法の副業の制限を受けますので、例えば会社に勤めながらということはできないと、許可申請をしていただければ、農業であるとか、ボランティアであるとか、そういったものは許可をしておるという状況でございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

もう1点、それと、今も去年退職した人とか、その前に退職した人とか、再任用で勤務されておられる方もおられるんじゃないかなと思うんですが、給与面では7割ということが書いてあるんですが、やはり現状も退職時の70%は支給されるというような考え方でよろしいですか。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

新しい制度での短時間勤務の職員の給料ということでしょうか。

現在課長職であれば6級の給料をもらっておるんですが、4級に下がりました、それで7割の給料ということになります。課長職の現在の給料の7割になるように、4級のところの号給に位置づけられるということでもあります。

以上です。

○9番（程内 覺君）

これは新たに制度が制定された場合の7割で、現時点に、去年退職された方が今再任用で勤務しておるような場合は、やはり退職時の7割を支給するということですか。支給されているということやろか。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

すみません、ちょっと先ほど私説明がまずかったかと思うんですが、正職としてそのまま定年までずっと残る場合、7割になります。それで、定年前短時間勤務になった場合は、その給料表の中に再任用という号給がありまして、今現在もあるんですが、今現在再任用になっておられる方、2人あるんですが、3月に退職された、その方は再任用というところを使っておるんですが、そういった級が新しい給料表にもありますので、そちらの給料ということになります。約7割になるように、再任用の給料は設定されております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

○4番（中山定則君）

定年前再任用短時間勤務職員の職に採用ということなんですが、そういう職というか、配置される場所というのは、新たにつくるわけですか。何々課のどこどこという形は定年前再任用短時間勤務職員の方が働く場所というのをつくるんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

副町長のほうから答弁をいたします。

○副町長（井上建司君）

今の中山議員の御質問ですけれども、なかなか国とか、県とか、市とか、職員数の多い職場であれば、そういった職というのは、割合につくりやすいのかなというふうに思いますけれども、なかなか鬼北町のような職員数が少ない町では、そういった短時間で勤務してとか、あるいは課長をしょって係長級に、また通常の職員に戻って仕事をするとか、そういったことはなかなか難しいのではないかなというふうに考えておまして、現在のところ、どういう職が適しているかということについては、それほどまだ検討は進んでないんですけれども、新たにその職をつくるということではなくて、現在の通常の職員がやっている仕事をその人たちにこなしてもらおうという基本的な考えを持っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

課長級だったら4級というか、係長級ですので、係長という職のところになるということですかね。それと、ある県内のある町では、ある程度、この制度の前なんですけど、前段階で、ある程度こういう職だということを決められているところもあるようなので、そういうところも検討されたらどうかなと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

副町長が答弁をいたします。

○副町長（井上建司君）

今ほどの質問ですけれども、係長じゃなくても、普通の通常の職員、一般職でも構わんとは思いますが、あらかじめどういった職に、その職の人が仕事をするかという、そこら辺りは、先ほども言ったように、まだ検討をしておりませんので、今後他の市町も参考にして、事前に検討しておく必要があるのかなというふうに思っておりますということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第70号、鬼北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

これから日程第8、議案第71号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第71号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第72号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、議案第72号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

令和4年人事院勧告に基づく給与改定及び愛媛県職員の給与改定に準じて、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第72号、鬼北町条例第20号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書25ページをお開きください。

なお、新旧対照表をお配りしておりますので、そちらもご覧いただきたいと思ひます。

今回の改正は、令和4年人事院勧告及び愛媛県職員の給与改定に準じて鬼北町議会議員について期末手当を「100分の5」引き上げるものであります。

別紙新旧対照表で御説明いたします。

1ページをご覧ください。

第1条の改正は、第6条の期末手当について傍線で示しております現行「100分の162.5」を「100分167.5」に引き上げるものであります。

2ページにまいりまして、今回の改正率を適用し、令和5年度から6月と12月の支給月数を同率に改定するもので、第6条第2項中の傍線「100分の167.5」を「100分の165」とするものでございます。

議案書25ページに戻っていただいて、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

第2項、第1条による改正後の規定は、令和4年12月1日から適用する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第72号、鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第73号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第10、議案第73号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

令和4年人事院勧告に基づく給与改定及び愛媛県職員の給与改定に準じて、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長(水野博光君)

議案第73号、鬼北町条例第21号、鬼北町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は27ページになります。

今回の改正は、令和4年人事院勧告及び愛媛県職員の給与改定に準じて鬼北町特別職、町長、副町長、教育長について期末手当を100分の5引き上げるものです。

別紙資料新旧対照表で御説明いたします。

1ページをご覧ください。

第1条の改正は、第4号の期末手当について傍線で示す「100分の162.5」を「100分の167.5」とするものでございます。

2ページにつきましては、第2条の改正は、今回の引上げ率を適用し、令和5年から6月と12月の支給月数を同率に改定するもので、第4条中の傍線「100分の167.5」を「100分の165」とするものであります。

議案書27ページにお戻りください。

附則第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

第2項第1条による改正後の規定は、令和4年12月1日から適用する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第73号、鬼北町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は、提案のとおり可決されました。

日程第11、議案第74号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第11、議案第74号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

令和4年人事院勧告に基づく給与改定及び愛媛県職員の給与改定に準じて、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきまして、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第74号、鬼北町条例第22号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書29ページになります。

今回の改正は、令和4年人事院勧告及び愛媛県職員の給与改定に準じて一般職について勤勉手当及び給料月額を引き上げるものでございます。

別紙資料新旧対照表で御説明いたします。

1ページをご覧ください。

第1条の改正は、第19条の4、勤勉手当について。

第2項、第1号、再任用職員以外の職員について傍線で示す現行「100分の95」を100分の10引上げ、「100分の105」とし、同項第2号、再任用職員については傍線で示す現行「100分の45」を100分の5引上げ、「100分の50」とするものです。

2ページから18ページにつきましては、別表第1、行政職給料表、及び別表第2、医療職給料表1、並びに別表第3、医療職給料表2の給料月額を改定するものとなります。

給料の改定につきましては、初任給及び20代半ばの若手職員に重点を置いた改正となっております。

新旧対照表の19ページにまいりまして、第2条の改正は、今回の勤勉手当の引上げ率を令和5年から、6月と12月の支給月数を同率に改定するもので、19条の4

第2項第1号、再任用職員以外の職員について、傍線の「100分の105」を「100分の100」とし、同項第2号、定年前再任用短時間勤務職員についても、現行の「100分の50」を「100分の47」とするものです。

議案書40ページに戻りまして、40ページ、本日差し替えを朝一していただいたものなのですが、附則第1項、この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

第2項第1条による改正の給与条例の勤勉手当を除く規定は、令和4年4月1日から適用する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

すみません。ちょっと言い間違いがありまして、訂正をお願いいたします。

新旧対照表の19ページのところでございます。第2条第19条の4第2号のところです。

定年前再任用短時間職員について、現行の「100分の50」を「100分47.5」とするものであります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか、

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第74号、鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

○議長（芝 照雄君）

したがって議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第75号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、議案第75号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

令和4年人事院勧告に基づく給与改定及び愛媛県職員の給与改定に準じて、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第75号、鬼北町条例第23号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書42ページをお開きください。

今回の改正は、令和4年人事院勧告及び愛媛県職員の給与改定に準じて鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正したため、当該条例を準用しております鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について所要の改正を行うものであります。

別紙新旧対照表で御説明いたします。

1ページをご覧ください。

別表第1で規定している行政職給料表の給料月額を改定するものでございます。

議案書45ページにお戻りください。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和4年12月1日から適用する。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第75号、鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第76号、工事請負契約（史跡等妙寺旧境内ガイダンス施設建設工事（展示工事））の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第13、議案第76号、工事請負契約（史跡等妙寺旧境内ガイダンス施設建設工事（展示工事））の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した史跡等妙寺旧境内ガイダンス施設建設工事（展示工事）について、請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 史跡等妙寺旧境内ガイダンス施設建設工事（展示工事）。

2. 契約の方法 一般競争入札。

3. 契約の金額 5,597万9,000円。

4. 契約の相手方 東京都八王子市大塚636番地の2。株式会社トリアド工房。

代表取締役、伊藤民郎であります。

なお、詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第76号、工事請負契約（史跡等妙寺旧境内ガイダンス施設建設工事（展示工事））の締結について御説明いたします。

本契約に関する建設工事は、史跡等妙寺旧境内ガイダンス施設の内装の施設整備、ジオラマ模型や展示パネルのデザイン作製、映像展示、照明設備などの展示工事を行うものです。

なお、詳細につきましては、事前に配付しております資料をご覧ください。

今回の一般競争入札には、1社の参加がありました。入札参加資格要件は、鬼北町競争参加資格者名簿に登録された者のうち、建設業法第3条に基づく建設内装仕上げ工事業の許可を受け、経営事項審査を受けている者としております。

入札の結果、予定価格以下、調査基準価格の範囲内で応札した当該業者を落札者に決定し、11月24日付で同社と仮契約を締結したものであります。

落札率は、96.88%となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（福原良夫君）

この図面から言ったら、いろんな設備がついとると思うんですけども、この設備代、例えばいすがあります。パノラマビュージオラマ展示とかいう、まあ言うたら道具とかいうか、展示用のスクリーンとかいろいろあると。こんなんも皆入っとるわけですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

図面に書いてある分については、全て含んだ価格でございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

議案第77号になっとるんですよ。この図面、議案第77号になってますよ。

○町長（兵頭誠亀君）

訂正いたします。

申し訳ございません。ありがとうございました。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

○4番（中山定則君）

この展示工事の工期、それと東京の業者なんですが、このジオラマレプリカ製作設置等、これはこの現地で行うのか、後の工事については、トリアド工房、この直接行うのか、下請なのか、松山に営業所があるとか、ないようなんですが、その辺について説明をお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

令和3年度に史跡旧等妙寺のパス図の製作をお願いしていた業者でございまして、こちらに来ていただいてやっていただくということであると認識をしておりますが、下請に出すということにはまだ聞いておりません。そこら辺については、契約締結後に届けがあることと思っておりますので、現在はちょっと御回答はできないという状況でございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

工期。

○教育課長（谷口浩司君）

ちょっと時間をいただいて調べさせていただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時34分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（兵頭誠亀君）

谷口教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

契約につきましては、令和5年3月31日工期ということになっております。

それと、先ほど福原議員さんから御質問がありました部分で一部訂正がございます。事務室の机とかいすの備品については、別に購入する予定としておるということでございました。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

この工事、設計、管理のほうはついていましたかね、この工事について管理業者はついていましたかについて質問します。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

休憩をお願いします。

○議長（芝 照雄君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時39分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育課長（谷口浩司君）

管理業者に委託することとはしていないということでございます。なお、一般競争入札の公告において、管理も同時に行うことということで表記をさせていただいて募集したこの業者が落札をしたということになっております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

それでは、ここで先ほど程内議員の質問に対して水野総務財政課長のほうから訂正があります。

○総務財政課長（水野博光君）

すみません。先ほどの議案第70号、71号の定年引上げのところ、程内議員さんから、昨年度辞められた再任用職員の給料については、同じ7割程度なのかという御質問があったかと思えます。

私、約7割とお答えしたんですが、実際、旧制度では約6割でございました。訂正させていただきます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

それでは、工事請負契約に関して、そのほか質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第76号、工事請負契約（史跡等妙寺旧境内ガイダンス施設建設工事（展示工事））の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第77号、財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第14、議案第77号、財産の取得について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町立統合保育所に使用する家具等を整備するため、財産を取得したいので、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 財産の種類 鬼北町立統合保育所家具等。

2. 備品内訳 別紙のとおり。

3. 取得金額 1,043万9,000円。

4. 契約の方法 指名競争入札。

5. 契約の相手方 愛媛県宇和島市保田甲1343番地1。アカマツ株式会社、宇和島営業所。所長、河添伸顕であります。

なお、詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長(水野博光君)

議案第77号、財産の取得について御説明いたします。

議案書47ページになります。

今回取得します備品につきましては、現在建築中の鬼北町立統合保育所で使用する家具等であります。

購入備品一覧につきましては、別途配付しております資料をご覧ください。

今回の指名競争入札の参加資格要件は、鬼北町競争参加資格者名簿に登録された者のうち、事務家具の販売を希望し、鬼北町内及び宇和島市内に本店・支店、または営業所を有する業者とし、要件を満たす11社を指名いたしました。

入札の結果、4者の応札があり、入札の結果、予定価格以下で、一番低い価格で応札をした当該業者を落札者に決定し、11月21日付で同者と仮契約を締結したものであります。

以上で財産の取得についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（福原良夫君）

今使っている保育所の机とかいすとかは持ってくることはできないんですか。また、もし使えるものがあれば、何%ぐらい持ってきて使う予定か。

○町長（兵頭誠亀君）

町民課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

現在、各保育所で使われている机などにつきましては、かなり購入年数が経過をしておりますので、この度の統合保育所につきましては、机いすなどについては、新調をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、廃止される園につきましては、その後の利用計画などが、今の時点ではまだ未定ではございますが、今後、その利用の中でそういった机いすなどももし使いたいというふうな要望がありましたら、そちらで使用していただくのも結構ではないかなというふうには考えております。

それから、預かり保育室、子育て支援室に配置をしていない備品などにつきましては、机やいすなどについても比較的新しいものを廃止される園のほうから運んで継続して使いたいというふうに考えております。

いすなどにつきましては、各クラスが20名を超えるようなクラスでございますので、それが5クラスあるということになりますと、規格が全て統一されたものを廃止された園からそろえるというところは、なかなか難しいので、この度、新調をさせていただきたいというふうに考えております。

全体の中での割合数につきましては、現時点ではちょっと把握しておりません。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

○10番（松浦 司君）

聞き逃したかもしれないですけど、落札率は言いましたかね。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

物品の入札につきましては、予定価格を公表しておりませんが、約89%程度となっております。

○10番（松浦 司君）

了解。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第77号、財産の取得についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第78号、令和4年度鬼北町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第15、議案第78号、令和4年度鬼北町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、人事院勧告に伴う人件費の調整のほか、災害復旧費等を追加計上するものであります。

また、歳入につきましては、事業実施に伴う特定財源等のほか、地方交付税を追加計上するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ1億2,880万円を追加し、歳入歳出予算の総額を111億2,230万円とするものであります。

債務負担行為につきましては、新たに1事業を追加するものであります。

地方債補正につきましては、災害復旧事業について追加するとともに、合併特例事業及び過疎対策事業について限度額の変更を行うものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第78号、一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

はじめに歳出予算のほうから説明をいたしますので、予算書12ページをお開きください。

なお、本日説明の補足資料といたしまして、A4、1枚物裏表で縦になったものを用意しておりますので、そちらも御参照ください。

今回の補正予算では、人事院勧告に伴う人件費の調整及び電気料金上昇による電力料の補正をいたしておりますので、人件費・電力料以外の主なものについて御説明いたします。

予算書13ページをお開きください。

2款、1項、13目、情報通信基盤整備事業費、12節、情報通信基盤保守点検委託料611万6,000円は、台風14号により断線した伝送路の修繕等に係る経費でございます。

予算書14ページをお開きください。

2款、1項、15目、近永駅周辺賑わい創出事業費、消耗品の10万円から、17節、機械器具費120万5,000円につきましては、北宇和高校教育寮が完成するまでの入居施設の整備に係る費用となります。

続きまして、17ページをお開きください。

4款、1項、3目、予防費の22節、負担金等超過交付返納金1,241万9,000

0円は、令和3年度新型コロナウイルス接種対策費の決算に係る国庫補助金負担金の返還金となります。

19ページをお開きください。

5款、1項、4目、畜産業費、18節、畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費補助金914万6,000円は、県単独の飼料高騰対策補助で、配合飼料価格安定制度加入者かつ経営体質改善を行う畜産農家を対象に、令和4年4月から9月までの基金契約数に1トン当たり3,700円を支援するものであります。

続きまして、予算書21ページをお開きください。

7款、2項、1目、道路維持費、14節、工事請負費750万円は、町道成川線の道路防災工事追加分でございます。

続きまして、予算書23ページ、9款、4項、1目、社会教育総務費、7節の報償費から18節、でちこんか夏の陣事業費補助金までは、でちこんか中止に伴う減額及び代替イベント開催に係る費用でございます。

続きまして、予算書25ページをお開きください。

10款、1項、1目、農地農業用施設災害復旧費200万円につきましては、上鍵山の農地に係る災害復旧工事費であります。

その下、10款、1項、2目、林道施設災害復旧費の工事請負費2,200万円は、林道大村線、林道藤川線、林道す谷中尾坂線に係る災害復旧工事費となります。

10款、2項、1目、公共土木施設災害復旧費、工事請負費2,350万円は、河川4件と町単独の町道牛打線に係る災害復旧工事費となります。

次に、歳入予算の主なものについて御説明いたします。

9ページをお開きください。

10款、1項、1目、地方交付税、1節、普通交付税2,810万円につきましては、国の補正予算第2号により追加交付されるもののうち、歳出に見合う額を増額するものでございます。

続いて、10ページ、15款、2項、4目、農林水産業費県補助金、7節、畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費県補助金につきましては、先ほどの歳出5款、1項、4目、畜産業費に計上しております補助金に対する県補助金であります。こちらは補助率100%のものであります。

次に、同じく10ページになりますが、15款、2項、8目、災害復旧費県補助金、農地農業用施設災害復旧費県補助金は、100万円は、上鍵山の農地1件に対する補助金となります。こちらは補助率2分の1。2節の林道施設災害復旧費県補助金1,

160万円は、林道災害3件に対する補助金であります。

11ページ、21款、1項、9目、災害復旧事業債の1節から3節は、それぞれ農地農業用施設、林道施設、公共土木施設の災害復旧事業に係る町債となります。

次に、債務負担行為の補正について御説明いたしますので、予算書の5ページをお開きください。

北宇和高校高校教育寮で使用する備品購入費を新たに追加計上するものであります。期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は1,290万2,000円としております。

次に、地方債の補正について御説明いたしますので、6ページをお開きください。

追加いたします災害復旧事業は、限度額1,680万円で、内訳は農地農業用施設が60万円、林道施設が930万円、公共土木施設690万円となっております。起債の方法は、借入先は財務省、市中銀行ほか。借入方法は普通貸借、または証券発行。借入時期は、令和4年度としております。利率は3%以内としております。償還の方法は10年以内（内据置き2年以内）としております。

変更の2番、合併特例事業（学校施設）と5番の過疎対策事業（校舎・屋体・寄宿舎）の合併のほうが増額で、過疎のほうが減額をしておるわけですが、これにつきましては、北宇和高校教育寮の整備事業債を過疎債から合併特例債に組み替えたものであります。

それから、5番、過疎対策事業の中の道路・橋りょうを増額しておりますが、こちらは町道成川線分を増額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じとしております。

次に、給与費明細書について御説明いたしますので、予算書26ページをご覧ください。

26ページ、特別職について御説明いたします。

一番下、比較の欄ですけれども、その他特別職が1名増、36万円増となっておりますが、こちらにつきましては、観光まちづくり推進顧問の増であります。

それから、長等及び議員につきましては、人事院勧告につき、期末手当を0.05か月分引き上げております。

次、27ページ、一般職について説明いたします。

人事院勧告に基づく給与改定及び愛媛県の給与改定に準じて補正し、また、育休等による休職者の給与を調整しております。人事院勧告につきましては、先ほど条例でもありましたが、初任給及び若年層の月額を引き上げ、勤勉手当を0.1か月分引き

上げております。

28ページ以降につきましては、説明を省略いたしますので、お目通し願います。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○11番（赤松俊二君）

まず、はじめ、14ページの2款、1項、15目の13節、借上料30万8,000円、どこを借り上げるか、場所がどこかということと、その下の14節、工事請負費121万、この整備の工事、どういった工事をされるのか、この点。

それと、22ページの7款、5項、1目、住宅管理費の10節、需用費の修繕料100万、これについての詳細をお伺いいたします。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

2款、1項、15目につきましては企画振興課長が、7款、5項、1目につきましては建設課長が、それぞれ答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

まず、はじめに14ページ、2款、1項、15目の13節、家屋借上料30万8,000円の内訳でございますが、今回寮ができるまでの仮の入居施設2棟を近永の町なか、春廻家さんの隣接する2階建て木造家屋及びそれに隣接する共同住宅の1室を借りるような形で予算を計上させていただいておりますのと、あとこの中には3月に近永駅周辺でイベントを予定しております、そのイベントの物品収納に係る倉庫、駅の前の向かいに倉庫があるんですが、そちらの倉庫の借上料等も含められている部分でございます。

それと、2点目、高校寮施設整備工事請負費121万円でございますが、今ほど御説明をいたしました、近永の町なかの2棟分について、簡易な工事を予定しているところございまして、主なものとしては、空調の整備を予定しているところでございます。

以上です。

○建設課長（上田 司君）

7款、5項、1目、10節、修繕料100万円の補正につきましては、町営住宅の

電気温水器 2 台の修繕料を見込んでおります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、了承ですか。

○11番（赤松俊二君）

今ほどの1点目、北宇和寮の整備工事請負費の件ですが、今ほど説明を受けたんですが、これは、あくまでも北宇和寮ができるまでの仮寮ということであるかと思いますが、仮寮が終わった後、この修繕されたその後の活用、それはもうどういうふうに考えられているのか、その1点。

それと、修繕料、今ほど温水器とかいう説明やったんですが、これは関連してちょっとお聞きしたいんですが、町営住宅の場合、いろいろと温水器が傷んだ場合は、こういった修繕料から出ると、それで、私もいろいろと仕事柄、町営住宅のことでいろいろ関わっているんですが、トイレのシャワートイレとか、そういったところも、まあ言ったら全く使えない状態になっている、それを役場のほうに言われたら自分でやってくれといったようなことを言われたというんですが、あくまでも最初から設置をされているものについては、やっぱりこれは町が責任を持って改修すべきではないかなと思うんですが、その点をお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

再び企画振興課長と建設課のほうから答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今回予定としております2棟、一応男子寮と女子寮ということで、2棟を借り上げる予定としておりますが、今回予定とする物件は、本来、町なかにおける町内の体験住宅、お試し住宅として移住支援施策として、以前より家主さんといろいろと協力等をお願いしていた部分がございます、その予定の部分を寮ができるまでは、寮と申しますか、入居施設として活用をさせていただきまして、その後は、そういったお試し住宅であるとか、あと現在、町なかにある交流施設ワームスについてもかなり利用が上がってきている中で、ちょっとバッティング等してお断りする状況等もあったりするので、そういった形の繁忙期においては別館として御利用もさせていただきたいという部分がありますのと、これは希望ではございますが、寮の申込者が多数あった場合においては、そこの部分を別館として活用ができればいいなど、そういったことで、いろんな形で今現在検討はさせていただいているところです。

以上です。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの御質問でございますが、議員おっしゃられるとおり、町営住宅の施設につきましても、町が設置したものについては、町のほうで修繕をしておりますが、今ほどありましたシャワートイレ、これにつきましても、現在新しく新築しております住宅には設置しておりません。ただし、一部の過去に住宅を新築した際に、シャワートイレが附属した水洗トイレを設置しとる場合がありますが、私どもの考え方といたしましては、必要最小限の設備について修繕を行っております、この当初から設置されておりますシャワートイレにつきましても、今のところは、無くても、生活に不便を来さないものだと考えております。どうしてもシャワートイレが傷んで必要だという場合は、個人さんのほうで修繕していただけたらと思います。もちろんトイレが流れないとか、水が出ないとかいう場合は対応いたしますが、シャワートイレの修繕につきましても、現在ついているものについては、お客様のほうで対応をさせていただいております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

赤松議員、了承ですか。

○11番（赤松俊二君）

了承です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

○5番（末廣 啓君）

高校仮寮の件でもう少しお聞きしたいと思っております。

今ほど説明がありましたように、2棟の借り上げを予定しとることなんですけれども、何室ぐらい、これ改修して入れるようになるのか。それと、こちらに高校寮に入りたいという希望とか、問合せとか、そういうのはまだないですよ。それに沿って改修されるのかどうかということと、それと、これ来年度のことなんですけれども、仮寮が動き出した場合、もし入寮者があって、動き出した場合の料理というか、御飯というか、寮母さんはどのような形で対応するように考えておられるのか、ちょっとそこもお聞きしとったらと思います。よろしくお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

まず、1点目の何室ぐらいを予定しているかという御質問でございますが、現在2棟のうち、1棟については、2階建てなんです、1階については、8畳間が2部屋、6畳間が2部屋。2階につきましては、8畳間が3部屋、4畳半が1部屋というような内容になっております。もう1棟につきましては、1階がダイニングキッチン10畳と2階は和室10畳、洋室が6畳というような状況でございます。

個室として御利用させていただきたいと考える場合には、7室程度改修させていただくとともに、管理人であります方の部屋等も改修をさせていただきたいと考えております。

また、昔ながらの襖で仕切られた造りになっておりますので、きちんとプライベート空間を確保してあげるのが必要かと思っておりますので、木質系の建具、鍵がつくようなものにちょっと改修をさせていただこうかなということで、今回予算を計上しております。

それと、2番目の問合せの状況でございますが、未来留学制度等を使いまして、北宇和高校のほうにオープンスクールに御参加をいただいた、そういう生徒さんというのが、現在5名いらっしゃいまして、内訳としましては、男子が3名と女子が2名ということをお聞きしております。寮も整備がされるということで、非常に前向きに学校のほうでも詳しいことを聞かれていたということをお聞きしております。

次に、3番目、食事の提供はという御質問ですが、寮ができる前の入居施設においても食事の提供というのは、ある程度、町で用意していかないといけないと考えておりますので、配食業務のほうを町内の業者さんのほうに町と契約をさせていただく中で、4月から食事を提供させていただければと考えております。関係予算につきましては、3月に計上、お諮りしたいなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、よろしいですか。

○5番（末廣 啓君）

今5名のお問い合わせがあるということでしたが、この仮寮に入ってもらおうとして男性、女性のプライベートといいますか、仕切りとか、そういうのがしっかりできるんでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問ですが、当然保護者もそういった点は非常に重視をされている部分ではないかと思いますが、1棟目は、完全な男子が居住する建物と、もう1棟については、女子生徒が生活をいただく建物と、それぞれの居室についても鍵がかかる仕切りを修繕工事をさせていただき予定で考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、よろしいですか。

○5番（末廣 啓君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

○4番（中山定則君）

補足資料のほうで言いますと、2ページで、予算書21ページの6款、1項、3目、観光費の観光まちづくり推進顧問報酬36万円、それと12節の地域DMO設立準備業務委託料250万円の減、報酬へ組替えによる減というふうになっております。この観光まちづくり推進顧問報酬36万円、1人の方の人はできているのかということと、あと12月を入れて4か月足らずなんですけど、36万円、顧問なんですけど、この方、報酬を払う、これはどういうことをしていただくのかについて。

それと、23ページ、9款、4項、1目の社会教育総務費の7節から18節の説明があったんですが、でちこんか中止に伴う減額、代替事業ということで、前にも話があったんでしょうか。令和5年3月開催予定になっております。この代替事業の内容について伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

6款、1項、3目につきましては、企画振興課長が、9款、4項、1目につきましては、教育課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

まず、6款の観光まちづくり推進顧問報酬36万円につきましては、観光まちづく

りを推進していくための行政、事業者の育成でございますとか、DMOの設立を視野に入れた環境整備、また、地域資源を生かした観光拠点施設等の在り方等につきまして、専門的な立場から指導・御助言をいただける方を町のほうに非常勤として来ていただくということで、今回36万円を計上させていただくとともに、まず、その中で、観光計画等を一緒になって考えていただく中で、DMO等についても具体的なめどがたったら、そのときにDMO関係についても計上をさせていただきたいということで、12款のDMO設立準備業務委託料というのは、今回減額補正をさせていただいているところでございますが、人選はできているのかということの御質問だと思いますが、以前に議員研修会で講義をいただきました小高さんという方といろいろ町の観光行政について御協力をさせていただきたいということでお話を進めさせていただいております、その方につきましては、愛知県での観光戦略アドバイザーであるとか、観光戦略顧問、いろんな形で観光に詳しく今も活躍されている部分がございますので、今回その方にお話をさせていただき、来ていただくような形で話を進めさせていただいているところでございます。

どういったことをしていただくかというような御質問もいただきましたが、今ほども御説明いたしましたように、今後の鬼北町の観光の在り方等について、しっかりと観光計画等も必要だと思いますので、そういった指南もいただきながら、今後の町の観光行政等について御指導をいただくものと考えております。

以上です。

○教育課長（谷口浩司君）

今ほどの中山議員さんの御質問で、でちこんかの代替事業ということでございましたので、その内容、概要について御説明をさしあげます。

御承知のとおり、広見中学校につきましては、本年度で50周年を迎えました。今改築工事をしている最中でありまして、現在使っております体育館につきましては、新しく現在建設中ではありますが、その体育館につきまして次年度解体をするということになっておりますので、その体育館を利用いたしまして、でちこんかの代替事業、ミニコンサートをするように今計画をしております。

内容については、開催時期が、今現在検討しているのは3月の中旬でございます。参加していただく団体等につきましては、でちこんかにお呼びをしておりました団体等にお声がけをするということがございます。あと芸能人の方にも来ていただくような計画をしております、現在事務所を通じて仮に当たっている状況でありまして、コンサートの内容につきましては、対象を中学生の方にも見ていただきたいというこ

とがございまして、昼の部として、中学生を対象に御観覧いただくということにして
おります。第2部として、町内の皆様をお招きして、そのミニコンサートを見ていた
だくということで今進めている状況であります。

それと、広見中学校につきましては、解体ということでございますので、その当時
の写真とか、アルバムを体育館に掲示をさせていただいて、昔を懐かしんでいただく
というコーナー等々も用意してはどうかということで計画をしております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

最初の観光まちづくり推進顧問報酬36万円、人選ができていようなんですが、
この方、来年の3月まで顧問ということで報酬を支払うという予算なんです、これ
は5年度に向けて地域DMOの設立の検討、ちょっと再質問なんです、また再度、
5年度もこの観光まちづくり推進顧問報酬をこの3、4か月程度ではいけないと思
うんですが、5年度も組む予定なのかについて再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

5年度についても、引き続き、この推進顧問については予算を計上させていただ
きたい、そのように現在は考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

でちこんかの代替イベントの件は、大体理解はできたんですが、ミニコンサートと
いうことなんです、もうこの時期になっているんですが、もう1月、せつかく開催
するので早めの周知、御案内とかをする予定、1月中には内容を決定し案内をする予
定なのか再度質問いたします。

○議長（芝 照雄君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

先ほども御説明いたしました、芸能人の方も呼ぶようにしてございまして、仮に今

当たらせていただいております。まだ芸能人、予算が通ってからと、完全な契約になると思うんですけど、芸能人の方のスケジュールと合致して、この方がいいということになれば、すぐに契約等々をして、その内容について確定をさせていただいて、できる限り早く皆さんに御周知をさせていただいてということでやっていくような形を今進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

○9番（程内 覺君）

19ページ、5款、4目、畜産業費、18節、914万6,000円についてお伺いをします。これの補助対象者、業態別の数を教えていただけますか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長（松本秀治君）

業種なんですが、養豚業者が4で、酪農が2、媛っ子地鶏が1、肉牛が1ということになっております。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

キジの飼育については、どうですか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長（松本秀治君）

キジにつきましては、県のほうのこれ単独の補助金になりまして、県のほうが基金に入っているものを対象にするということで決めておりますので、キジのほうは入っておりませんが、ただし、そういったものを含めて何とか補助せないけんということ

で、町単のほうでキジのほうは補助するという形にさせていただいております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

歳入を見ましても、県の補助金が914万5,000円、収入が県の補助金があるわけですが、そのまま丸投げみたいな形で鬼北町の予算を立てておられますが、鬼北町独自でプラスアルファをして助成金を出すとか、そういう考えも必要ではないかと思いますが、その辺のことと、また、キジ農家については、今ほかの方法があるようにはお聞きしましたが、大変飼料高騰をして難儀をされております。当初11件ぐらい生産者があったのが、今は4、5件になって、せっかく愛あるブランドの認定をされて、きじ工房も運営をされていて、職員の方も勤務をされている状況やけどが、やはり生産者が減っていくと、だんだん先細りをする心配もあるので、やはりその辺も飼料高騰に合わせて、ある程度の助成金も出していける鬼北町の特産品を育てていくような施策も必要ではないかと思いますが、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

御心配いただきまして、ありがとうございます。

基本的に、今回、県費の部分を歳入歳出を組みましたけども、それ以外の町単の部分と畜産の部分についての町単独の分については、既に補正で計上いたしております。

詳細につきまして、農林課長が答弁をいたします。

○農林課長（松本秀治君）

前回の一般質問で程内議員のほうからいろいろ御質問があった中で、畜産関係があったんですが、県のほうは、これはもう県が100%補助ですので、それに対して県の指定された業者に町が通して補助をするというので、これについて町のほうが何か上乘せとかいうことはできないんですけど、そういったことも見込みまして、前回補正のほうで、県の対象にならないキジの方々も町のほうで見ようという形でやっておりますし、キジ自体につきましては、当初予算の中で、これは、またほかの畜産とは別に、当初でちょっと金額は覚えてないんですけど、トン当たり幾らかの補助を出そうということで、そういった予算も組んで認めていただいて出すような形にしておりますので、キジについては、県単はありませんけど、当初分とこの前の補正分ということで、なるべく町の特産品でありますので、何とか支援したいなというふうに思っ

ております。

以上です。

○9番（程内 覺君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○町長（兵頭誠亀君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第78号、令和4年度鬼北町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩をします。

再開を3時40分とします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時40分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議案第79号、令和4年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第16、議案第79号、令和4年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、文書作業費を追加計上するとともに、歳入につきましては、文書作業収入を追加計上しております。

この結果、歳入歳出それぞれ123万円を追加し、予算の総額を、1,796万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたします。御審議のほどよろしく願います。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第79号、用品調達特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。はじめに歳出予算から説明いたしますので、予算書6ページをお開きください。

2款、1項、1目、文書作業費、10節、消耗品123万円につきましては、コロナ対策、経済対策等でプレミアム商品券あるいはワクチン接種、その他各種給付金、2回の選挙等によりましてコピー使用料の増により、増額補正をするものでございます。

続きまして、歳入につきましては、予算書5ページになりますが、2款、1項、1目、文書作業収入123万円、歳出同額を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第79号、令和4年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）に

ついてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第80号、令和4年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第17、議案第80号、令和4年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、一般管理費のほか、償還金を追加計上し、歳入につきましては、一般会計繰入金、財政調整基金繰入金を追加計上するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ101万5,000円を追加し、予算の総額を13億8,947万円とするものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○町民生活課長(善家直邦君)

それでは、議案第80号、令和4年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

はじめに、歳出予算から説明いたしますので、予算書6ページをご覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費は、人事院勧告に伴い人件費を23万2,000円増額するものです。

次に、1款、2項、1目、賦課徴収費は、国民健康保険税のコンビニ収納開始に対応した納付書を印刷する必要があることから、需用費の印刷製本費を7,000円増額し、督促状の郵便代に係る役務費の通信運搬費を7,000円減額するものです。

次に、9款、1項、3目、償還金は、78万3,000円増額するもので、これは過年度の療養給付費等負担金及び特定健康診査事業費が確定及び変更したことに伴い、交付された補助金等の超過分を返納するため、増額するものです。

続きまして、歳入予算について説明いたしますので、予算書5ページをご覧ください

い。

6款、1項、1目、一般会計繰入金は、人事院勧告に伴い、職員給与費等を23万2,000円増額するものです。

6款、2項、1目、財政調整基金繰入金は、78万3,000円増額するものです。これは歳出予算の9款に計上した過年度の補助金等の超過分を返納するため、不足する財源を国民健康保険事業財政調整基金を取り崩し充当するものです。

続きまして、給与費明細書について説明いたしますので、予算書7ページをご覧ください。

一般職総括表比較欄をご覧ください。

給料6万円、職員手当11万円、共済費5万1,000円、それぞれ人事院勧告に伴い職員給与費等を増額するものです。なお、その内訳については、お目通しください。

次に、10ページ、給料及び職員手当の増減額の明細につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第80号、令和4年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第81号、令和4年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第18、議案第81号、令和4年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、一般管理費を追加計上するとともに、歳入につきましては、諸収入等を増額補正し、繰越金について減額補正といたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ136万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,681万円とするものであります。

詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

それでは、議案第81号、令和4年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

はじめに、歳出予算から説明をいたしますので、6ページをご覧くださいと思います。

1款、1項、1目、一般管理費は、1節、報酬を1万4,000円、8節、旅費を2,000円、それぞれ増額するもので、これは小倉診療所休診による愛治診療所への小倉地区患者送迎に係る人件費でございます。また、2節、給料を63万5,000円、4節、共済費を19万7,000円、18節、負担金補助及び交付金の退職手当組合負担金等を11万2,000円それぞれ増額、3節、職員手当等は37万7,000円を減額するもので、いずれも人事院勧告等に伴う人件費等の調整に係るものでございます。

次に、10節、需用費20万円は、日吉診療所空調改修工事により、灯油を燃料とする直焚二重効用吸収冷温水機から電気式で個別電源への空調に改修をしたため、燃料費から電力料への予算の組替えを行い、電気料金上昇による電力料等も勘案をいたしまして増額補正をいたしております。

続いて、11節、役務費は、手数料を58万5,000円増額するもので、空調改

修工事の附帯業務手数料として冷温水機溶液回収手数料として23万1,000円及び地下タンク廃止手数料に35万4,000円の経費を、予算を計上いたしております。

続きまして、歳入予算を説明いたしますので、5ページをご覧いただきたいと思っております。

1款、2項、1目、諸検査等収入は、40万8,000円を追加補正し、補正後の額を48万6,000円とするもので、特定健康診断及び学校医等の報酬によるものです。

次に、5款、1項、1目、繰越金は、前年度からの決算剰余金確定に伴い、4万円を減額するものでございます。

続いて、6款、1項、1目、雑入は、2節、個別接種協力金に100万円を増額補正するもので、サテライト型医療機関個別接種協力金を計上するものでございます。

続きまして、給与費明細について説明をいたしますので、7ページをご覧ください。一般職総括比較欄をご覧ください。

報酬1万4,000円、給料63万5,000円、共済費19万7,000円それぞれ増額。職員手当等37万7,000円減額とするもので、人事院勧告等に伴う人件費の調整によるものです。なお、その内訳につきましては、お目通しください。

次に、10ページ、給料及び職員手当の増減額の明細につきましては、一般会計に準じて作成をいたしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第81号、令和4年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第82号、令和4年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第19、議案第82号、令和4年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、施設管理費を追加計上するとともに、歳入につきましては、一般会計繰入金を追加計上いたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ180万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,965万円とするものであります。

詳細につきましては、環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○環境保全課長(森 明君)

それでは、議案第82号、令和4年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につきまして説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出から説明いたしますので、6ページをお開きください。

2款、1項、1目、施設管理費を180万7,000円増額するものです。主な増額理由につきましては、人事院勧告に伴う職員1名分の人件費の調整と燃料価格の高騰に伴う燃料電気料金上昇に伴う経費の計上によるものであります。

続きまして、歳入につきまして説明いたします。

5ページをお開きください。

施設の維持管理等に伴う財源として、5款、1項、1目、一般会計繰入金を180万7,000円増額するものであります。

次に、給与費明細書につきまして説明いたします。

7ページをお開きください。

1の一般職総括につきまして説明いたします。

比較の欄につきまして職員数の増減はありません。給与費は、職員手当を4万円、共済費は1万9,000円それぞれ増額するものであります。合計で5万9,000円の増額であります。

なお、8ページ以降の各表につきましては、一般会計に準じておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第82号、令和4年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第83号、令和4年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第20、議案第83号、令和4年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、施設整備費、施設管理費を追加計上するとともに、歳入につきましては、一般会計繰入金について追加計上するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ189万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,367万円とするものであります。

詳細につきましては、環境保全課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○環境保全課長（森 明君）

それでは、議案第83号、令和4年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出から説明いたしますので、6ページをお開きください。

1款、1項、1目、施設整備費を27万1,000円増額するものであります。増額理由につきましては、人事院勧告等に伴う職員1名分の人件費の調整によるものであります。

次に、2款、1項、1目、施設管理費を162万7,000円増額するものであります。主な増につきましては、10節、需用費の修繕料158万円で、放流ポンプや浄化槽ブローアの交換、修繕に係る経費の計上によるものであります。

続きまして、歳入について説明をいたします。

5ページをお開きください。

施設の維持管理等に伴う財源として、5款、1項、1目、一般会計繰入金を189万8,000円増額するものであります。

次に、給与費明細書につきまして説明いたします。

7ページをお開きください。

1の一般職総括につきまして説明いたします。

比較の欄につきまして、職員数の増減はありません。給与費は、給料を11万円、職員手当を10万5,000円、共済費は5万1,000円それぞれ増額するものであります。合計で26万6,000円の増額であります。

なお、8ページ以降の各表につきましては、一般会計に準じておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほうよろしくお願いします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第83号、令和4年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第84号、令和4年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第21、議案第84号、令和4年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、人事院勧告に伴う人件費の調整のほか、基金積立金、償還金について追加計上するとともに、歳入につきましては、国庫支出金、繰越金等について追加計上するものです。

この結果、歳入歳出それぞれ3,567万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億5,465万円とするものであります。

詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

議案第84号、令和4年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説
明をいたします。

歳出から説明をいたしますので、6ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般管理費につきましては、19万4,000円を増額補正し、
補正後の額を1,663万7,000円とするものです。

補正の主な理由は、人事院勧告による人件費等と国保連合会システム用レーザープ
リンター購入費でありまして、2節、給料、3節、職員手当等、4節、共済費、17
節、備品購入費、18節、負担金補助及び交付金を補正いたしております。

次に、同款、2項、1目、賦課徴収費につきましては、4,000円を増額補正し、
補正後の額を66万円とするもので、補正の主な理由は、令和5年度から介護保険料
の納付がコンビニ等店舗でも可能となり、それに対応するため、介護保険料領収済通
知書を更新する印刷製本費を補正いたしております。

続きまして、同款、3項、1目、介護認定審査会費につきましては、人事院勧告に
より人件費等を8万6,000円増額補正をいたしております。

次に、同項、2目、認定調査費につきましても、人事院勧告により人件費等調整で
9万1,000円増額補正をするものです。

次に、7ページに移りまして、3款、1項、1目、一般介護予防事業費につきまし
ても、人事院勧告により、人件費等調整で2万1,000円を増額補正いたしており
ます。

次に、同款、2項、1目、包括的支援事業費につきましては、人事院勧告及び休職
に伴う人件費等の調整により26万2,000円を減額いたしております。

4款、1項、1目、介護給付費準備基金積立金につきましては、3,248万1,0
00円を増額補正し、補正後の額を3,252万9,000円とするもので、24節、
積立金を補正いたしております。

続きまして、これは令和3年度決算剰余金1,935万4,505円から前年度に交
付を受けた国庫支出金及び支払基金等の精算に係る追加交付及び返還額等を差し引き
した額を積み立てるものでございます。

次に、5款、1項、2目、償還金につきましては、305万5,000円を増額補
正し、補正後の額を305万6,000円とするもので、22節、償還金利子及び割

引料を補正いたしております。これは令和3年度に受け入れた国庫支出金等の額の確定に伴い超過交付分を返還するためのものがございます。

続きまして、歳入について説明をいたしますので、5ページをお開きください。

4款、1項、1目、介護給付費国庫負担金につきましては、1,549万5,000円を追加補正し、補正後の額を2億9,938万5,000円とするものです。令和3年度に受け入れた介護給付費国庫負担金の額の確定に伴い追加交付分を受入れするものがございます。

続きまして、5款、1項、1目、介護給付費交付金につきましても、138万円を増額補正し、補正後の額を4億2,121万1,000円とするもので、令和3年度に受け入れた支払基金交付金の額の確定に伴い追加交付分を補正するものがございます。

次に、8款、1項、2目、地域支援事業費繰入金、介護・予防日常生活支援総合事業を3,000円増額、同項、3目、地域支援事業繰入金、介護・予防日常生活支援総合事業以外を5万1,000円、同項、5目、事務費一般会計繰入金を40万3,000円それぞれ減額するもので、いずれも人事院勧告等に伴う人件費等の調整に係るものがございます。

次に、8款、2項、1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、10万7,000円を減額し、補正後の額を5,214万8,000円とするもので、歳入歳出の決算見込みにより不足額を基金からの取崩しをするものがございます。

次に、9款、1項、1目、繰越金につきましては、1,935万3,000円を増額補正し、補正後の額を1,935万4,000円とするものです。前年度からの決算剰余金でございます。

次に、給与費明細書について説明をいたしますので、8ページをお開きください。

比較の欄で説明をさせていただきます。

2、一般職総括の給料については、16万2,000円の減額、職員手当についても8,000円の減額、計17万円の減額でございます。減の主な理由は、人事院勧告及び休職に伴う人件費の調整によるものです。職員手当の内訳については、内訳表をお目通しを願ったらと思います。共済費については、19万円の増額、合計2万円の増額でございます。

9ページ以降につきましては、一般会計に準じて作成をいたしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから議案第84号、令和4年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第85号、令和4年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第22、議案第85号、令和4年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、総務費を増額補正するとともに、後期高齢者医療広域連合納付金を減額補正し、歳入につきましては、繰入金を増額補正するとともに、繰越金について増額補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ63万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,700万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、議案第85号、令和4年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

はじめに、歳出予算から説明いたしますので、予算書6ページをご覧ください。

1款、1項、1目、一般管理費は、人事院勧告に伴う人件費を8万6,000円増額するものです。

次に、1款、2項、1目、徴収費は、後期高齢者医療保険料のコンビニ収納開始に対応した納付書を印刷する必要があることから5,000円増額するものです。

次に、2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、18節、負担金補助及び交付金を72万1,000円減額するもので、愛媛県後期高齢者医療広域連合に納付する事務費負担金、保険料等負担金徴収実績分、保険料等負担金保険基盤安定分をそれぞれ決算見込額により調整するものです。

続きまして、歳入予算について説明いたしますので、5ページをご覧ください。

3款、1項、1目、一般会計繰入金は、573万9,000円減額するもので、1節、事務費繰入金を40万円、2節、保険基盤安定繰入金を533万9,000円、いずれも決算見込額により減額するものです。

続いて、4款、1項、1目、繰越金は、前年度繰越金が確定したため、510万9,000円増額するものです。

続きまして、給与費明細書について御説明いたしますので、7ページをご覧ください。

一般職総括表、比較欄をご覧ください。

給料3万6,000円、職員手当3万2,000円、共済費1万2,000円、それぞれ人事院勧告に伴い職員給与費等を増額するものです。なお、その内訳については、お目通しください。

8ページ以降、給料及び職員手当の増減額の明細につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第85号、令和4年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第86号、令和4年度鬼北町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第23、議案第86号、令和4年度鬼北町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

収益的収入及び支出のうち、支出につきましては、配水及び給水費を増額補正するとともに、総係費を減額補正いたしております。

この結果、収益的支出を426万7,000円増額し、収益的支出の予定額を3億4,555万7,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出のうち、支出について配水設備改良費を増額補正し、この結果、資本的支出を16万4,000円増額し、予定額を6億1,320万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、水道課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課長（上田 司君）

それでは、議案第86号、令和4年度鬼北町水道事業会計補正予算（第2号）につ

いて説明いたします。

補正予算書に基づき説明いたしますので、5ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出について、1款、1項、1目、配水及び給水費につきましては、513万2,000円を増額し、補正後の額を8,045万1,000円とするものであります。給与等会計間異動に伴います人件費の調整額が33万2,000円、近永地区漏水調査委託料に20万円の増額、修繕費不足分といたしまして、300万円の増額、大藤減圧盤不具合によります被害物件への損害賠償に補償金160万円を計上しております。

6ページをお開きください。

1款、1項、2目、総係費につきましては、86万5,000円を減額し、補正後の額を2,378万3,000円とするものでございます。これは給料、手当等、人件費の調整額でございます。

7ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、支出について説明いたします。

1款、1項、1目、配水設備改良費につきまして、16万4,000円を増額し、補正後の額を3億9,931万1,000円とするものでございます。これは主に人事院勧告に伴います給料等人件費の調整額でございます。

続きまして、8ページになりますが、キャッシュ・フロー計算書につきましては、補正予算に伴います現金の流れについて算定しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、1ページをお開きください。

第2条でございますが、今ほど説明いたしました内容で、令和4年度鬼北町水道事業会計予算の第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございます。

第3条では、資本的支出の予定額を補正するものでございます。

第4条といたしまして、第7条で定めております予定支出の各項の経費の金額の流用につきまして、補正予算の計上に伴い金額の変更を行うものでございます。

第5条につきましては、第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費について金額の変更を行うものでございます。

次に、給与明細書について説明いたしますので、9ページをお開きください。

1、総括について説明いたします。

比較の欄の合計で説明させていただきます。職員数については、増減がございません。給与費につきまして、給料については、31万5,000円の減、手当につつま

して7万円の減で、内訳につきましては、下段にあります職員手当の内訳のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。法定福利費につきましては、3万1,000円の増額で、合計35万4,000円の減額でございます。

次に、12ページの2、給料及び職員手当の増減額の明細以下につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから議案第86号、令和4年度鬼北町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第24、同意第6号、鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第24、同意第6号、鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明をいたします。

令和5年2月22日をもって、鬼北町固定資産評価審査委員会委員の任期が満了となるので、後任の委員を選任するため、議会の同意を求めるものであります。

選任する委員は、住所、鬼北町大字国遠496番地。氏名、山口幸男。生年月日、昭和21年8月6日。

住所、鬼北町大字父野川下424番地。氏名、葛本武文。生年月日、昭和32年4月10日。

住所、鬼北町大字小松1281番地。氏名、岩本純子。生年月日、昭和24年12月28日であります。

選任する3人につきましては、引き続き選任しようとするもので、それぞれ地域の人望も厚く、人格、見識ともに優れており、固定資産評価審査委員会委員として御活躍いただける人材であると確信しているところであります。

以上、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑・討論を一括して行います。

質疑・討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑・討論なしと認めます。

これから同意第6号、鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

山口幸男君に同意することに賛成の方は、御起立願います。

（起立全員）

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、山口幸男君に同意することに決定いたしました。

次に、葛本武文君に同意することに賛成の方は御起立願います。

（起立全員）

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、葛本武文君に同意することに決定いたしました。

岩本純子君に同意することに賛成の方は御起立願います。

(起立全員)

○議長(芝 照雄君)

起立全員です。

したがって、岩本純子君に同意することに決定いたしました。

日程第25、発議第1号、議会改革特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

鬼北町議会委員会条例第5条の規定により、6人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、鬼北町議会議員の定数について、鬼北町議会の報酬について、及び議会活性化に関する調査研究についてを付託の上、調査等終了するまで閉会中の継続調査とすることとしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、6人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託の上、調査等終了するまで、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、鬼北町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会の委員選任については、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、議会改革特別委員会の委員選任については、2番、兵頭稔議員、3番、高橋聖子議員、5番、末廣啓議員、9番、程内覺議員、10番、松浦司議員、11番、赤松俊二議員、以上6名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会委員には、兵頭稔議員、高橋聖子議員、末廣啓議員、程内覺議員、松浦司議員、赤松俊二議員、以上6名を選任することに決定いたしました。

ここで15分間休憩します。

その間に議会改革特別委員会委員は、委員会室1に集まっていただき、委員長、副委員長の互選を行ってください。

委員会は、年長議員が臨時に委員長の職務を行ってください。

それでは、午後4時40分から再開をいたします。

休憩 午後 4時27分

再開 午後 4時40分

○議長(芝 照雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました議会改革特別委員会で委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元にまいりましたので、御報告いたします。

議会改革特別委員会委員長に程内覺議員、同副委員長に松浦司議員が選任されました。

日程第26、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第29、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上4件を一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第26、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第29、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上4件を一括議題とすることに決定いたしました。

お手元に配付した写しのとおり、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委

員会委員長、予算常任委員会委員長から、所管事務に関する事項の継続調査申出書が提出され、議会運営委員会委員長からは、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会条例等に関する事項、並びに議長の諮問に関する事項についての継続調査申出書が提出されております。

いずれも鬼北町議会会議規則第75条の規定により、閉会中もなお引き続き調査が実施できるよう所要の事務手続を行うものです。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書については、これを申出のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、予算常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書のとおり許可することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。

(「議事進行」の声あり)

○10番(松浦 司君)

休憩、お願いします。

○議長(芝 照雄君)

しばらく休憩します。

休憩 午後 4時43分

再開 午後 4時44分

○議長(芝 照雄君)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、先ほど決まりました議会改革特別委員会で選任をされました委員長、程内覺議員が議場におられますので、ここで挨拶を受けたいと思います。

○議会改革特別委員会委員長(程内 覺君)

失礼します。ただいまの議会改革特別委員会で委員長に就任をさせていただきますし

た程内です。

鬼北町議会がさらなる議会改革を目指して努力してまいりたいと思いますので、皆様の御協力を得ながら、さらに議会改革を進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（芝 照雄君）

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て議了しました。

したがって、鬼北町議会会議規則第7条の規定によって、本日で閉会をしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

ここで、町長から閉会の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

令和4年第4回鬼北町議会定例会に提案いたしておりました、条例の制定1件、条例の改正6件、工事請負契約の締結1件、財産の取得1件、令和4年度一般会計補正予算1件、特別会計補正予算7件、企業会計補正予算1件、同意案件1件につきましては、原案のとおり議決いただき、誠にありがとうございました。

また、議会改革特別委員会につきまして、大変な作業があると思っておりますけれども、よりよき方向に導いていただきますように、よろしくお願いいたします。

これから年末年始に向け、旅行や帰省など人の移動や、忘年会、新年会など普段会わない人や、大人数での会食の機会が増加することが想定されます。

新型コロナウイルスの第8波やインフルエンザとの同時流行も懸念されておりますので、皆様方におかれましても、基本的感染対策を徹底していただき、健やかな年末年始を過ごされますようお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、今後とも引き続き、御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げます。令和4年第4回鬼北町議会定例会の閉会挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（芝 照雄君）

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回鬼北町議会定例会を閉会します。

○副議長（赤松俊二君）

起立。

礼。

（午後 4時48分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 8 番）

鬼北町議会議員（ 9 番）